石岡市地域福祉計画
石岡市地域福祉活動計画

～お互いを思いやり支えあう
ずっと住み続けたいまち　いしおか～

平成24年度から平成28年度

平成24年3月

石岡市

社会福祉法人　石岡市社会福祉協議会

石岡市地域福祉計画　石岡市地域福祉活動計画

平成24年3月

石岡市／社会福祉法人　石岡市社会福祉協議会

はじめに

近年，家庭や地域における相互扶助機能の弱体化や住民相互のつながりの希薄化が進むなど，地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中，誰もが住み慣れた地域で，心豊かに安心して暮らしていくためには，行政，地域住民，福祉関係事業者，ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが，これまで以上に重要になってきております。

さらに，平成23年3月11日に発生した東日本大震災により，地域福祉の重要性が再認識されたところでございます。

当市では，「誰もが　いきいきと暮らし　輝くまち　いしおか」の実現を目指し平成23年度に策定しました将来構想である「石岡かがやきビジョン」との整合性を図りながら，地域で暮らすみんなで「助けあい」「協力する」自助，共助，公助を踏まえた「地域の助けあいによる福祉」の指針となる「石岡市地域福祉計画　石岡市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画は，行政による「地域福祉計画」と，社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定し，より地域の実情に即し，より実効性のある内容としております。

また，「お互いを思いやり支えあう　ずっと住み続けたいまち　いしおか」を基本理念とし，市民，区をはじめ地域のために活動されている各種団体の皆さま，市，そして地域福祉の推進のけん引役である社会福祉協議会が，共に手を携えあって，それぞれの役割分担のもと，協働で地域の活性化を図っていく計画でございます。

最後に，本計画策定にあたりまして，ご尽力をいただきました石岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の方々，アンケートにご協力いただいた市民の皆様，並びに団体ヒアリングにご協力いただいた関係機関，関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

石岡市長

社会福祉法人石岡市社会福祉協議会会長

久保田　健一郎

目　　次

第１章　計画のねらいと位置付け …… 3
第１節　地域福祉とは …… 3
第２節　なぜこの計画が必要なのか …… 3
第３節　地域福祉計画と地域福祉活動計画 …… 4
第４節　地域の考え方 …… 5
第５節　計画の位置づけ …… 6
第６節　計画の策定体制 …… 7
第７節　計画の期間 …… 7

第２章　石岡市の現状と課題 …… 11
第１節　石岡市の人口や世帯などの状況 …… 11
第２節　石岡市の子どもの状況 …… 13
第３節　石岡市の高齢者の状況 …… 14
第４節　石岡市の障がいのある方の状況 …… 15
第５節　石岡市の地域活動などの状況 …… 16
第６節　石岡市の主な地域課題 …… 18

第３章　計画の中心となる考え方 …… 29
第１節　基本理念 …… 29
第２節　基本目標 …… 30
第３節　計画の体系図 …… 31

第４章　計画の柱 …… 35
計画の柱１　人育て …… 35
1　子ども・市民の社会力育て …… 35
2　福祉に関わる人材の育成 …… 37
計画の柱２　組織づくり …… 38
1　地域福祉を支える団体間の連携・協働 …… 38
2　市民主体による地域を支えるネットワークづくりの推進 …… 39
計画の柱３　体制づくり …… 41
1　地域福祉向上のための協働の推進 …… 41
2　情報の発信と参加機会の拡大 …… 43
計画の柱４　石岡市の役割 …… 44
1　石岡市の役割分担の明確化 …… 44

2　福祉サービスの促進・強化 …… 46

第５章　施策 …… 49
第１節　介護予防事業の充実に努めます …… 49
第２節　福祉サービスの充実に努めます …… 50
第３節　各種相談事業を充実します …… 51
第４節　社会福祉協議会との連携・協働を進めます …… 52
第５節　安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます …… 53
第６節　災害時の支援体制の確立に努めます …… 54
第７節　健康の管理や体力づくりの機会を提供します …… 56
第８節　情報の提供を充実します …… 57
第９節　福祉関係機関の連携を図ります …… 58
第10節　社会福祉協議会の基盤を強化します …… 59
第11節　学校などでの社会力育成教育を進めます …… 60
第12節　地域住民の交流と協働を進めます …… 61
第13節　地域住民などの福祉意識の高揚に努めます …… 62
第14節　住民のボランティア意識を高めます …… 63
第15節　地域に貢献する人材を育てます …… 64
第16節　ボランティアなどの活動を支援します …… 65
第17節　地域交流の場の提供づくりに努めます …… 66
第18節　社会資源の見直しと活用を図ります …… 67

第６章　計画の推進と評価 …… 71
第１節　計画の推進 …… 71
第２節　計画の点検と評価 …… 72

資料編
1　計画策定の経緯 …… 75
2　石岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱 …… 76
3　社会福祉法人石岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 …… 78
4　石岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿 …… 80
5　アンケート調査結果（概要） …… 81
6　ヒアリング調査結果（概要） …… 107
7　用語解説 …… 122

第１章
計画のねらいと位置付け

第1章　計画のねらいと位置付け

第1節　地域福祉とは

地域福祉とは？

これからのまちづくりは，子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域で，心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり，それを持続させていくことが求められています。そのためには，さまざまな生活環境について住民一人ひとりの努力（自助），住民同士の相互扶助（共助），公的な制度（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために，地域で暮らすみんなで「助けあい」「協力する」自助，共助，公助を踏まえた「地域の助けあいによる福祉」，これが「地域福祉」です。

第2節　なぜこの計画が必要なのか

近年，少子高齢化，核家族化などの社会情勢や地域社会の変化に伴って，昔ながらの家庭や地域の付きあいが希薄化し，助けあいや支えあいなどの機能が失われてきています。

このため，生活していく上で，何らかの支援が必要な人々が，地域の中で孤立し，不安やストレスを抱えることになり，子どもや高齢者への虐待，引きこもり，自殺，ホームレスなどの社会問題にもなっています。

また，近年，行政の福祉施策が盛んになり，ボランティアなども活発化し，社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

さらに，平成23年3月11日に発生した東日本大震災により，地域住民の自主的な助けあいの重要性が再認識されています。

国では，平成12年6月社会福祉事業法を社会福祉法と改称し，そのなかに「地域福祉の推進」という考え方が，法的に明記されました。この法律では，行政だけでなく，社会福祉協議会や福祉に関わるすべての事業者，ボランティア活動を行う方々，それぞれの地域に暮らすすべての住民も協力しあってより良い地域づくりを進めていくことが必要とされています。

［参考］社会福祉法　第4条（地域福祉の推進）

地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

第３節　地域福祉計画と地域福祉活動計画

「石岡市地域福祉計画」は，支援が必要な人々が地域の中で生活するうえで解決すべき課題を明らかにするとともに，そのために必要なサービスや，それを提供する体制を整備することを目的とし，住民の参加によって策定する計画です。

［参考］社会福祉法　第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに，その内容を公表するものとする。

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

「石岡市地域福祉活動計画」は，社会福祉協議会が中心となって，住民や福祉活動を行う団体などが「地域福祉の担い手」として，相互に協力して策定する地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画です。

［参考］社会福祉法　第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は，一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって，その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し，かつ，指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が，指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3　社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整及び助成
4　前３号に掲げる事業のほか，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は，ともに地域福祉の推進を目指し，住民の皆様の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（生活課題）や社会資源の状況，地域福祉の理念などを共有したり，地域住民による福祉活動への支援策などの内容を共有することから，計画の策定に当たっては，内容を一部共有したり，策定課程を共有するなど相互に連携することが必要です。

このため，当市では，この２つの計画を一体的に策定することとしました。
・住民のニーズを把握するための各種調査の共同実施。
・策定委員会を一本化し，同じ委員会のなかで２つの計画の内容を検討する。
・２つの計画を一体化した計画書の作成。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係（イメージ）

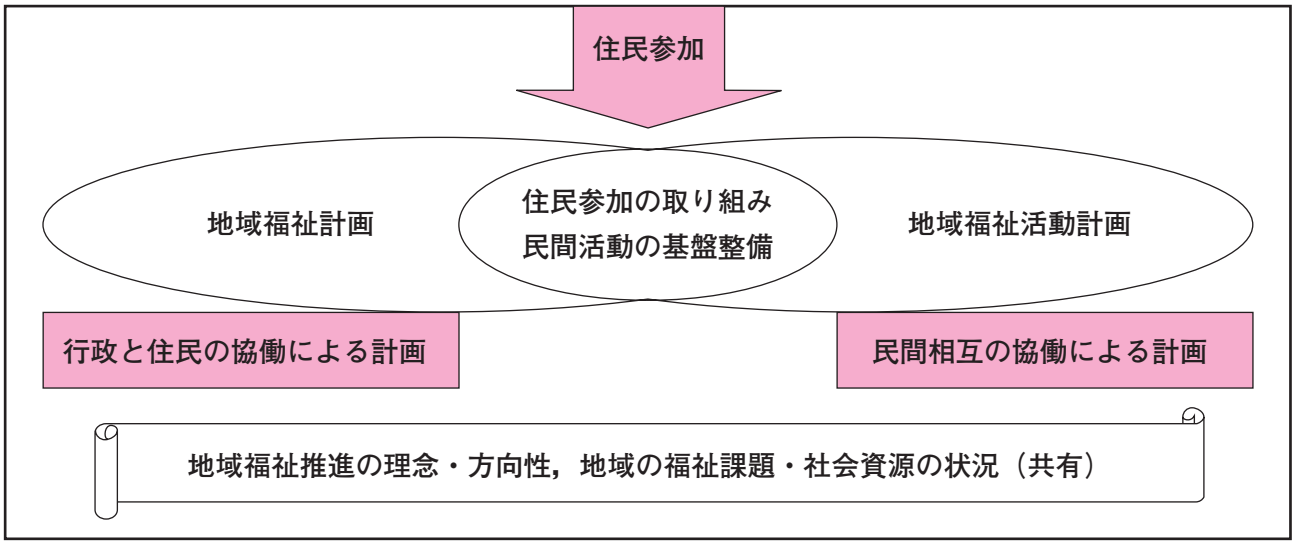

第４節　地域の考え方

地域福祉を進めるうえで，市民の皆さまが連携して活動をしている範囲を母体としてとらえることが大切です。

市民アンケートでは，地域の範囲として「区（町内会・自治会）の範囲」と答えた方が最も多く，以下「市全体」，「町（旧市町）の範囲」の順で続いています。

そこで，この計画で盛り込まれた施策を実施するにあたり，福祉サービスを利用する方が日常生活を送るために必要とする範囲，あるいは，施策に基づき行政などが各種事業を展開する活動範囲を地域福祉の地域としてとらえることとしました。

第５節　計画の位置づけ

石岡市地域福祉計画は，社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。また，平成23年度策定の将来構想である「石岡かがやきビジョン」との整合性を保つとともに，これまでに策定し実行してきた各分野別の福祉計画（石岡市障がい者基本計画，石岡市障がい福祉計画，石岡市高齢者福祉計画，石岡市介護保険事業計画，石岡市次世代育成支援地域行動計画）を横断的につなげ，地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

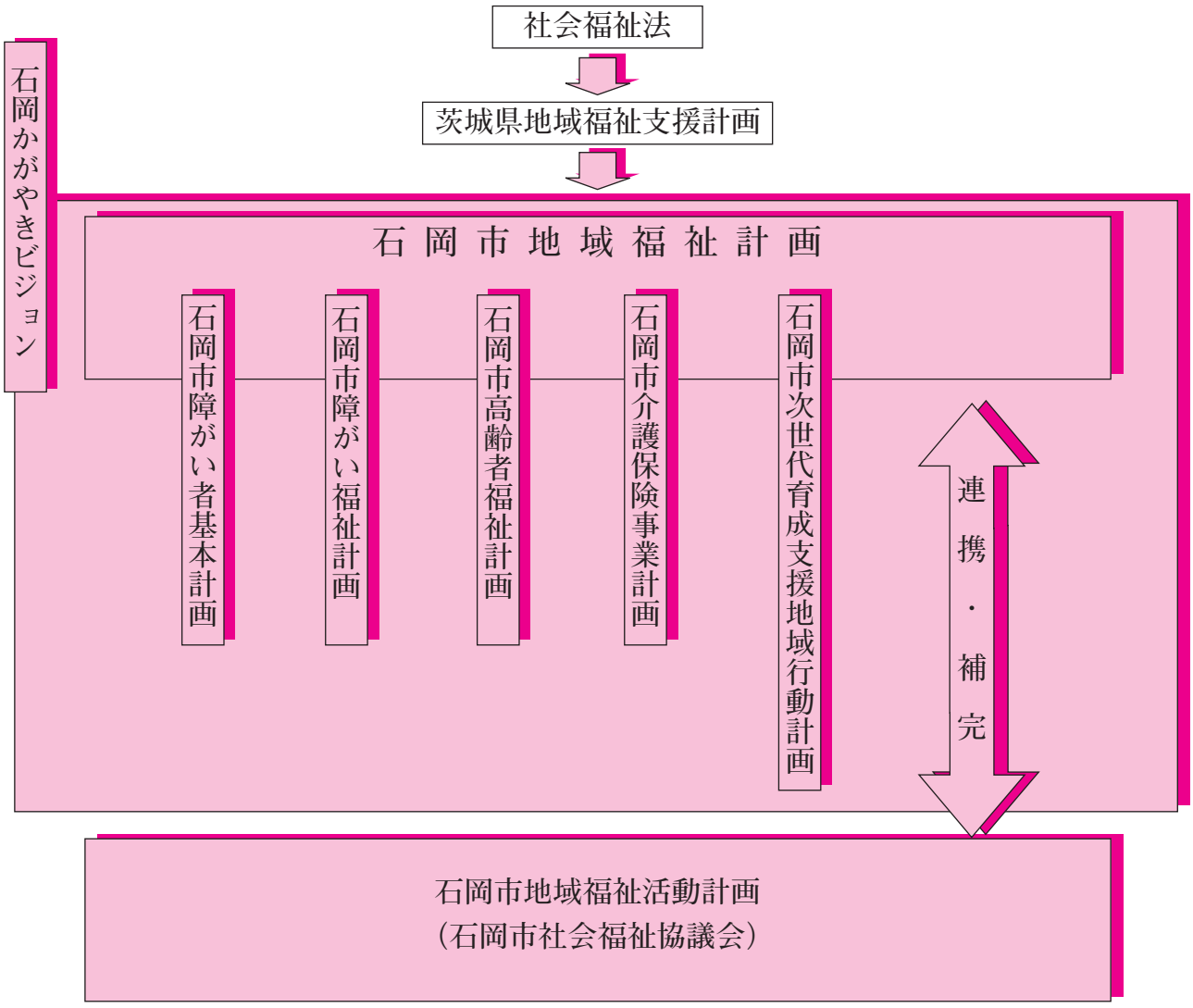

第 6 節　計画の策定体制

1　地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

学識経験者，保健・医療又は福祉関係団体の代表者，市民代表（公募），民生委員児童委員の代表者などで構成される「石岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し，審議を進めてきました。

2　ワーキングチーム会議

庁内関係各課及び石岡市社会福祉協議会の代表者によるワーキングチームを組織し，施策の現状と課題に対する意識の共有及び計画立案に向けた連携・協議，策定委員会に提出する計画案の検討を行ってきました。

3　事務局

保健福祉部社会福祉課及び石岡市社会福祉協議会が担当し，計画策定に向けた基礎調査，ニーズ調査票の作成，計画案の立案，策定委員会及びワーキングチーム会議の庶務（日程調整，資料作成，議事録作成など）を行ってきました。

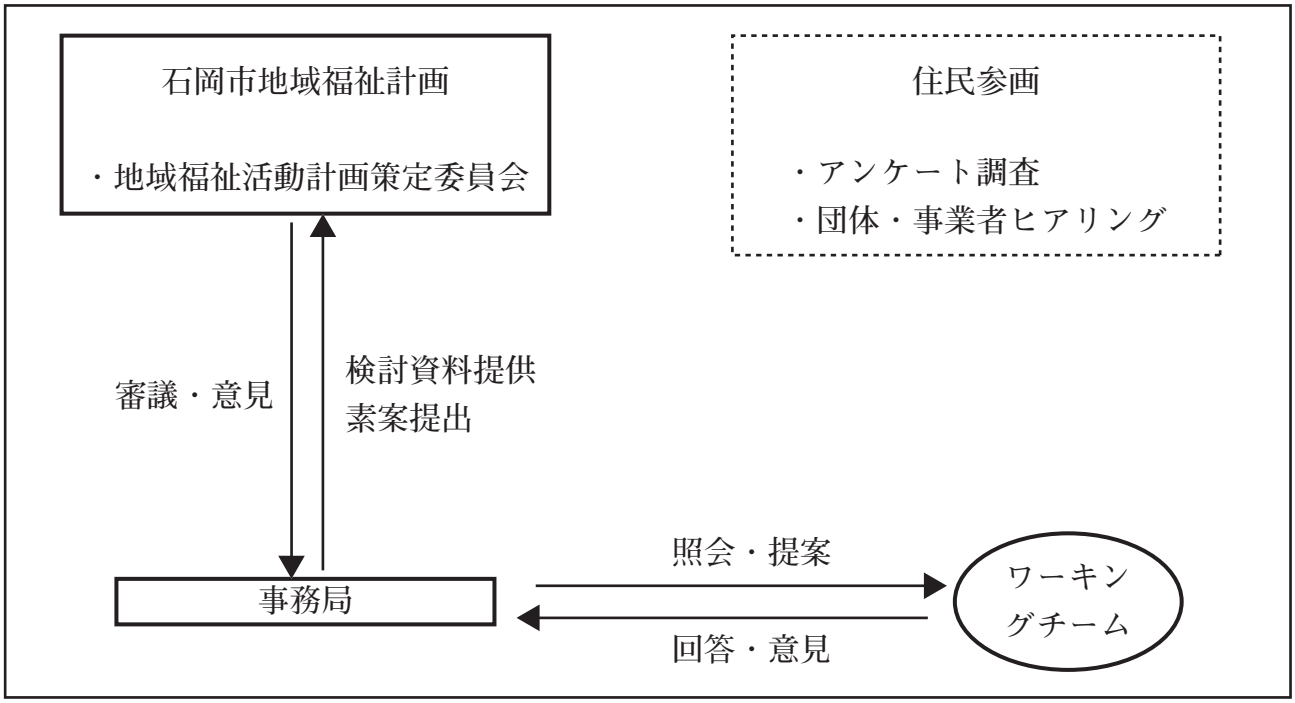

第 7 節　計画の期間

この計画は，平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 か年計画とします。

また，変化する社会情勢や，関連する他の個別計画との整合性を図るため，必要に応じて見直しを行うこととします。

第２章
石岡市の現状と課題

第2章　石岡市の現状と課題

第1節　石岡市の人口や世帯などの状況

1　石岡市の人口構成と推移

石岡市の総人口は，平成7年ごろをピークにその後減少しており，平成22年では79,687人となっています。

世帯数は一貫して増加してきており，平成22年には27,094世帯となっています。1世帯あたりの人数では逆に減っていく傾向にあり核家族化の傾向が進んでいます。

総人口・総世帯数　　（単位：人）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	80,035	83,398	83,119	81,887	79,687
世帯数	21,695	24,031	24,977	25,871	27,094
1世帯あたりの人数	3.69	3.47	3.33	3.17	2.94

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

一般世帯数

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	21,695	24,031	24,977	25,871	27,094
世帯数（一般世帯）	21,598	24,012	24,944	25,816	27,030
世帯数（施設）	97	19	33	55	64

年齢構成では，年少人口が減少，高齢者人口が増加し続けており，今後も少子高齢化がさらに進むことが予想されます。

年齢構成　　（上段：人，下段：%）

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口	15,105	14,071	12,578	11,424	9,989
（0～14歳）	18.9	16.9	15.1	13.9	12.6
生産年齢人口	54,047	55,892	54,442	52,127	49,156
（15～64歳）	67.6	67.0	65.5	63.7	61.9
高齢者人口	10,783	13,435	16,094	18,333	20,249
（65歳以上）	13.5	16.1	19.4	22.4	25.5

※年齢不詳を含まず　　資料：国勢調査（各年10月1日現在）

就業人口の構造　　（上段：人，下段：％）

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口総数	40,773	42,502	41,353	40,317	37,810
第一次産業就業	6,410	5,126	4,370	4,091	3,145
	15.72	12.06	10.57	10.15	8.32
第二次産業就業	14,643	15,204	13,811	12,496	11,098
	35.91	35.77	33.40	30.99	29.35
第三次産業就業	19,681	22,089	22,731	23,299	21,846
	48.27	51.97	54.97	57.79	57.78

※就業人口総数には，「職業不詳」を含めたが，産業区分別では，「職業不詳」を含めず。

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

第２節　石岡市の子どもの状況

１　出生数の推移

人口動態統計により，石岡市の出生数を見ると，微増する年もありますが，全体として減少傾向にあります。

石岡市の出生数　（単位：人）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
石岡市	619	564	588	579	535

（資料：人口動態統計）

合計特殊出生率については，ここ数年増加傾向にありますが，合計特殊出生率が２以下のため，自然減となります。

合計特殊出生率　（単位：人）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
石岡市（ベイズ推定値）	1.42				
茨城県	1.35	1.35	1.37	1.37	1.44
全国	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39

※　合計特殊出生率とは，その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので，１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

※　ベイズ推定値とは，市町村単位では出生数などの標本数が少なく，偶然変動の影響を受けて数値が不安定な動きを示すことから，対象となる市町村と同質と考えられる周辺地域のデータを組み合わせて合計特殊出生率を補正したものです。

第３節　石岡市の高齢者の状況

1　高齢者数の推移

65歳以上の高齢者がいる世帯は，年々増加しており，一般世帯（総世帯数から施設を引いた世帯）の47.2%と高い割合となっています。

高齢者のひとり暮らし世帯が平成22年には7.3%，高齢夫婦世帯の割合も増加しています。

高齢者世帯の推移（65歳以上）（上段：世帯数，下段：%）

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	21,598	24,012	24,944	25,816	27,030
65歳以上の高齢者がいる世帯数	7,666	9,144	10,419	11,608	12,769
	35.5	38.1	41.8	45.0	47.2
高齢者のひとり暮らし世帯	620	826	1,122	1,542	1,996
	2.9	3.4	4.5	6.0	7.3
高齢夫婦世帯	908	1,275	1,734	2,248	2,902
	4.2	5.3	7.0	8.7	10.7

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

2　要支援･要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は，制度開始時から全体としては増加し続けており，平成22年度では2,976人となっています。

要支援・要介護認定者数の推移（65歳以上）　（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要支援１	99	105	125	170	186
要支援２	182	288	321	328	368
経過的要介護	35	—	—	—	—
要介護１	546	456	474	497	457
要介護２	424	487	502	542	614
要介護３	429	476	519	492	482
要介護４	414	434	437	456	464
要介護５	306	308	336	385	405
合計	2,435	2,554	2,714	2,870	2,976

（資料：介護保険事業状況報告）

第４節　石岡市の障がいのある方の状況

１　障がい者数の推移

石岡市における障がいのある方の人数は平成22年度末現在で身体障がい者（児）2,707人，知的障がい者（児）476人，精神障がい者208人となっています。

総人口に対する障がい者数の割合は，平成17年の国勢調査で比較してみますと，3.7%となっていましたが，平成22年では4.26%と増加傾向にあります。

障がい者数　（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
身体障がい者（児）	2,299	2,338	2,394	2,533	2,707
知的障がい者（児）	402	416	429	460	476
精神障がい者	137	167	178	176	208

資料：社会福祉課（各年度末現在）

障がい者自立支援給付サービスを利用している方が平成19年度は56人でしたが，平成22年度には99人となり，増加傾向にあります。

障がい者自立支援給付サービス利用者数　（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
居宅介護	10	19	25	22	32
自立訓練（機能訓練）	—	0	1	0	1
自立訓練（生活訓練）	—	10	11	9	12
就労移行支援	—	4	19	21	20
就労継続支援B型	—	9	10	18	19
児童デイサービス	—	4	7	8	8
短期入所	—	10	10	9	7
合計	10	56	83	87	99

資料：社会福祉課（各年度月平均）

第５節　石岡市の地域活動などの状況

１　区（町内会・自治会）の状況

石岡市には298区域の区（町内会・自治会）があります。この区域は，同じ地域に住む人が，地域におけるいろいろな問題解決に取り組むとともに，住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

区には区長や協力員がおり，住民と行政機関との相互連携を図り，住民と行政との協働によるまちづくりの推進のために，次のような活動を行っています。

・市政に対しての要望事項などの取りまとめ
・住民への市政に関する連絡事項の周知
・市の調査報告や広報紙などの配布
・安全安心で快適なまちづくり

２　民生委員児童委員の状況

民生委員は，民生委員法に基づいて，地域住民の福祉増進のために様々な福祉活動を行う地域の奉仕者です。

行政などの関係機関と連携しながら，身近な地域で，さまざまな相談や援助活動を行っており，児童福祉法の児童委員を兼ねているため，正式には「民生委員児童委員」といいます。民生委員児童委員の中には，児童福祉に関する専門的な支援を行う主任児童委員も活動しています。

平成24年１月１日現在の定数は，162人で，そのうち主任児童委員は11人となっています。

なお，民生委員児童委員は，市内を５地区に分けて，地区ごとに民生委員児童委員協議会を組織するとともに，石岡市全体の民生委員児童委員協議会連合会を組織しています。

石岡市民生委員児童委員の定数　　（単位：人）

地　区　名	民生委員児童委員	（内）主任児童委員
東	32	2
府　中	32	2
城　南	18	2
国　府	24	2
八　郷	56	3

（平成24年１月１日現在）

3　ボランティアの状況

登録ボランティア人数及び団体が平成22年度以降増えています。平成23年11月末現在，石岡市社会福祉協議会に登録しているボランティアは64団体1,215人となっており，多分野において地域に根ざした活動を展開しています。

ボランティア団体数及び登録人数の推移　（単位：人）

	登録ボランティア人数	登録ボランティア団体数	福祉分野ボランティア数	福祉分野外ボランティア数
平成18年度	704	35	617	87
平成19年度	843	43	705	138
平成20年度	804	41	697	107
平成21年度	794	43	646	148
平成22年度	1,036	55	798	238
平成23年度	1,215	64	1,034	181

資料：社会福祉協議会（各年度末，ただし，平成23年度は平成23年11月末）

4　ＮＰＯ法人の状況

さまざまな課題に関心を持ち，それぞれの分野で活動に取り組む市民活動団体が多数生まれています。その中で特定非営利法人の資格を持つ団体は，平成22年12月末現在，14団体あります。

市民ならではの視点から，教育，環境，市民コミュニティ，文化，地域振興，防犯，福祉，スポーツなどの分野で，活動しています。

第 6 節　石岡市の主な地域課題

1　調査による状況

(1) 市民アンケート

石岡市と石岡市社会福祉協議会では，無作為に抽出した18歳以上の市民2,000人に対するアンケート調査を実施しました。この調査により，地域の生活課題の把握や必要とされるサービス，提供されているサービスを点検し，地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する上での参考としました。

(2) 市民意向調査

石岡市では，「石岡市の将来像」，「石岡市の住み心地」について，市民意向調査を毎年実施しています。今年は，「震災を受けて感じたこと」についてを加え，新しい石岡市総合計画策定の参考とするため実施しました。この調査の結果も，地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する上での参考としました。

(3) 障がい者福祉アンケート

石岡市では，「石岡市障害者基本計画・障害福祉計画」及び「第 2 期石岡市障害福祉計画」を見直し，「第 2 期石岡市障がい者基本計画」及び「第 3 期石岡市障がい福祉計画」策定のための参考とするため，アンケートを実施しました。この調査の結果も，地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する上での参考としました。

(4) 日常生活ニーズ調査

石岡市では，「石岡ふれあい長寿プラン～第 5 期～石岡市高齢者福祉計画･第 5 期介護保険事業計画」策定のため，本市の高齢者の生活状況，健康，生きがいの状況，また，介護保険事業，高齢者福祉施策に対する意向を把握するために，市内在住の在宅高齢者及び施設に入居している高齢者を対象にアンケート調査を実施しました。この調査の結果も，地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する上での参考としました。

(5) 次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート

石岡市では，「いしおか子育て夢づくり応援プラン～石岡市次世代育成支援地域行動計画～」の策定に向けて，今後の次世代育成に関連する施策に反映させるためにアンケート調査を実施しました。この調査の結果も，地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定する上での参考としました。

(6) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定のための団体ヒアリング

石岡市及び石岡市社会福祉協議会では，「住み慣れた地域で，安心して暮らせるまちづくり」のため，自治会や民生委員児童委員，福祉関係団体等の活動内容や課題，今後の

方向性，地域福祉についてのご意見などを把握し，「石岡市地域福祉計画」及び「石岡市地域福祉活動計画」の策定に反映させるために実施しました。

2　ニーズの把握

(1) 市民アンケート

・あなたの考える「地域」の範囲としては，区（町内会・自治会）の範囲が 40.0%と最も高く，市全体が 14.3%，町（旧市町）の範囲が 13.5%と続いています。

・地域の人たちとのつきあいについて，「満足している」が 16.5%で，これに「ほぼ満足している」（55.6%）を合わせた《満足度》は 72.1%となっています。
一方，「あまり満足していない」は 21.1%，「不満である」は 2.2%です。
特に，地域の範囲を「町（旧市町）の範囲」とした方が満足度が高く，「隣近所」と「町内会の範囲」とした方も高くなっています。

・地域の人たちとのつきあいの理想としては，「何か困ったことがあれば相談したり助けあう程度」（34.4%）と「プライバシーを干渉しない程度がよい」（31.2%）の 2 項目がとくに高くなっています。また，「あいさつ程度で十分」も 16.9%を占めています。

・地域の人たちへの援助としては，「安否確認の声かけ」が 63.7% と最も高く，以下，「災害時の手助け」（52.7%），「話し相手」（50.5%）の順で続いています。

・地域の満足度を，「満足」と「ほぼ満足」を合わせた《満足度》の高い順に整理すると，「買い物などの便利さ」が 30.5%で最も高く，「近隣の生活マナー」（25.4%），「病院などの医療関係施設」（21.0%）の順で続いています。

・地域満足度について加重平均値からみると，「近隣の生活マナー」と「地域の人間関係」の満足が高く，「地域の防災体制」「福祉・保健サービスや相談体制」「病院などの医療関係施設」「公的な手続きの便利さ」「道路や交通機関等の使いやすさ」「公民館活動などの文化教養活動」「公園や緑地などの自然環境」「地域の雰囲気やイメージ」で不満が高くなっています。

・東日本大震災時に実施したこととしては，「水や食料の提供」が 25.4%で最も高く，「情報の提供」（17.9%），「ひとり暮らし高齢者への声かけ」（10.1%）の順で続いています。また，地域で実施していたことも，同様の結果となっています。

・災害時に行いたい地域活動としては,「ひとり暮らし高齢者への声かけ」が37.9%で最も高く,「水や食料の提供」(34.2%),「安全な場所への誘導」(29.5%)の順で続いています。

・災害時に期待する地域活動としては,「水や食料の提供」が66.5%で最も高く,「情報の提供」(55.3%),「安全な場所への誘導」(46.7%)の順で続いています。

・地域の支えあいの仕組みづくりで必要なこととしては,「住民自ら進んで日ごろから相互のつながりを持つように心がけること」が38.5%で最も高く,「町内会や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」(34.7%),「支えあう仲間づくりの機会と場所の確保」(27.4%)の順で続いています。

・地域を住みやすくするために,地域の人たちが取り組むこととしては,「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」(44.5%)と「災害時の助けあい」(40.1%)の2項目が,いずれも4割を超えて,特に高くなっています。

・社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係としては,「行政も住民も協力しあい,ともに取り組むべきである」が52.7%と過半数を占めています。

・地域の福祉を向上させるために,市が充実させるべきこととしては,「高齢者や障がい者になっても,在宅生活が続けられるサービスの充実」が33.6%で最も高く,「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援」(31.0%),「身近なところでの相談窓口の充実」(24.1%),「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」(22.6%)の順で続いています。

(2) 市民意向調査

・石岡市の将来像については,「安心・安全」が22.3%と最も高く,「自然」(11.4%),「環境」(11.0%)の順で続いています。

・将来の石岡市がどのようなまちであってほしいかについては,「福祉が充実したまち」と「生活環境が充実したまち」が共に21.6%となっています。

・今後,地震などの災害に備えて重要なことは,「ライフライン(上下水道,電気,ガス等)」が28.0%と最も高く,「食料・飲料水などの確保」(17.7%),「情報伝達手段の確保」(16.8%)の順で続いています。

(3) 障がい者福祉アンケート

・現在の生活場所については,「自宅で家族等と一緒に住んでいる」が64.7%と最も高く,「自宅でひとり暮らし」(15.1%),「介護保険施設」(4.9%),「障がい者施設」(4.4%)の順で続いています。

・主な介助者については,「夫または妻」が26.5%と最も高く,「介助者はいない」(16.1%),「施設の職員」(14.7%),「親」(13.4%)の順で続いています。

・定期的な収入がある方が22.0%,ない方が74.3%となっています。就労の形態や場所については,「会社などの正規職員」と「福祉施設・地域活動支援センター」が共に23.3%と高く,「臨時・日雇い・パート,嘱託など」(20.1%),「自営業」(13.8%)と続いています。

・仕事をする上で不安や不満を感じることについては,「特にない」が40.2%と最も高く,「収入が少ない」(27.3%),「人間関係がうまくいかない」(12.6%)の順で続いています。

・現在仕事をしていない理由については,「病気・障がいが重い」が37.9%と最も高く,「高齢で仕事ができない」(33.5%)と続いています。

・災害時の一人での避難については,「できない」が41.9%と高く,「できる」が36.7%となっています。また,災害などの非常時や緊急時に周囲の人へ知らせることについては,「できる」が45.5%,「できない」が32.5%となっています。

・災害時要援護者台帳への登録については,「登録したい」が37.0%,「登録したくない」が45.3%となっています。

(4) 日常生活ニーズ調査

・家族構成については,「子(孫を含む)との同居」が44.7%と最も高く,「夫婦のみ」(28.1%),「ひとり暮らし」(12.3%)の順で続いています。家族などと同居していても日中ひとりになることについては,「よくある」が26.3%,「たまにある」が33.9%となっています。

・健康については,「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせて65.5%,「あまり健康でない」と「健康でない」を合わせて32.1%となっています。

・普段の生活での介護・介助については,「必要ない」が63.2%,「介護を受けている」が22.2%となっています。また,介護・介助を受けているのは,「配偶者」が28.3%と最も高く,「介護サービスのヘルパー」(23.8%),「娘」(15.4%) の順で続いています。

・生活の中で不安なことや困っていることについては,「健康に関すること」が43.6%と最も高く,「経済的なこと」(31.5%),「特にない」(28.9%) の順で続いています。

・介護が必要になったときの生活については,「自宅で家族の介護を受けたい」と「自宅で介護サービスを受けたい」を合わせて40.1%,「施設に入りたい」が18.0%となっています。

・石岡市が力を入れるべきことについて,在宅の方は,「高齢者が安心して利用できる交通手段の確立」が34.8%と最も高く,「高齢者を介護している家族に対する支援の充実」(34.2%),「往診など在宅向けの医療サービスの充実」(31.7%) の順で続いています。施設に入所している方は,「老人ホームや老人保健施設,ケアつき高齢者住宅などの入所施設の整備」が45.0%と最も高く,「高齢者を介護している家族に対する支援の充実」(38.9%),「高齢者が生きがいをもてるような活動機会の拡大や施設の整備」(31.3%) の順で続いています。

(5) 次世代育成支援地域行動計画策定のためのアンケート

・子どもの数については,未就学児の場合,2人が48.7%と最も高く,1人28.8%,3人16.7%の順で続いています。小学生の場合,2人が53.0%と最も高く,1人16.7%,3人23.9%となっています。

・親族や友人からの支援状況については,未就学児の場合,日常的に預かる祖父母などや友人,緊急時に預かる祖父母などや友人を合わせると,9割弱が子どもを預かってもらえる状況になっていますが,預ける人が無いと回答した人が1割近くもいます。小学生においても,日常的に預かる祖父母等や友人,緊急時に預かる祖父母等や友人を合わせると,9割弱が子どもを預かってもらえる状況となっていますが,預ける人がないと回答した人が1割以上います。また,預かってもらっている状況では,未就学児の場合,祖父母等・友人について,「問題なし」が35.0%ありますが,「負担」に感じたり,「心苦しい」が合わせて半数以上を占めています。小学生の場合には,「問題なし」が祖父母等53.3%,友人等39.2%ですが,「負担」に感じたり,「心苦しい」が祖父母等で41.7%,友人等42.1%となっています。

・保育サービスについては,「使用している」が61.0%と最も高くなっています。

・未就学児の場合，一時的に子どもを家庭以外に預けたことがある人が 28.5%あり，理由としては，私用 39.4%，冠婚葬祭 34.9%，就労 23.4%でした。また，一時預かりの利用希望は 43.9%ありました。

・在宅福祉サービス（子育てサービス）の利用については，「利用している」が未就学児の1.4%，小学生の0.8%で，「利用していない」が未就学児の95.8%，小学生の94.9%で，制度を知らないと回答した人が多くありました。

・帰宅後の過ごし方については，「家で過ごす」が38.9%と最も高く，「部活動をする」（27.1%），「塾などの習い事に行く」（15.6%）の順で続いています。

・子どもを取り巻く環境の変化については，「戸外で遊ぶ子どもを見かけない」が24.1%と最も高く，「塾や習い事の一般化」（18.8%），「共働きで日中不在家庭の増加」（14.7%）の順で続いています。

・地域全体で子育てをする上で必要なことについては，「子どもを積極的にしかったり注意する」が 22.7%と最も高く，「子どもの危険に対する手助けや保護」（22.4%），「声をかけあうなど子どもにかかわる」（17.5%）の順で続いています。

・地域の子育て支援のために取り組みたいことについては，「地域ボランティア活動に協力」が 14.6%と最も高く，「学校や地域活動に協力」（13.3%），「住民同士の援助活動」（12.1%）の順で続いています。

（6）地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定のためのヒアリング

・活動や運営の課題については，区（町内会・自治会）では「メンバーの高齢化」「リーダーが育たない」「他の団体と交流する機会が乏しい」が多く，民生委員児童委員では「活動のＰＲや情報発信，市民への周知が難しい」が最も多く，「活動に必要な情報の入手が難しい」「メンバーの高齢化」が続いています。福祉関係団体では「人材の確保が難しい」が多くなっています。また，当事者団体では「リーダーが育たない」が最も多く，「人材の確保が難しい」「メンバーの高齢化」が続いています。

・他の団体や地域住民などとの交流・連携については，各団体とも「活発にすべき」が多くなっています。

・地域での福祉・健康についての活動の課題については，区（町内会・自治会）では「災害時の防災対策に不安」が最も多く，「支援を必要とする人の情報が得にくい」「地域コミュニティが希薄化」が続いています。民生委員児童委員でも「支援を必要

とする人の情報が得にくい」が多くなっています。福祉関係団体では「地域で障がいのある方が憩える機会が少ない」が最も多く,「支援を必要とする人の情報が得にくい」「障がいのある人に対する接し方」「災害時の防災対策に不安」が続いています。また，当事者団体では「支援を必要とする人の情報が得にくい」「災害時の防災対策に不安」が多くなっています。

・地域住民への期待については,「事業への参加」「情報の提供」「相談してほしい」「地域での見守り」「地域におけるコミュニケーションづくり」「団体への加入」などがあります。

3　石岡市の主な地域課題

前述した「各種アンケート調査」や「ヒアリング調査」の中で出された多くの意見により，地域の中に存在する様々な生活課題が明らかになりました。

ここでは，それらの生活課題を整理し，特に地域福祉を進めていく中で解決策を考えていくべきものについて，下記のとおりまとめました。

(1) 地域における協力体制

アンケートでは,社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係としては,「行政も住民も協力しあい，ともに取り組むべきである」が過半数を占めています。

地域福祉には，自助，共助，公助の連携により，地域住民が地域福祉の担い手として活動するための体制づくりが必要です。

(2) 障がいのある方への理解と支援

「障がい者福祉アンケート」で将来希望する生活形態については,「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が 45.0%と高くなっています。

障がいのある方の主体性・自主性を支援し，すべての人に住みよい平等な社会づくりが必要なことはいうまでもありません。

障がいのある方もない方も普通に安心･安全な生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

(3) 子育てへの地域での支援

子どもが外で遊ばなくなり，共働きの家庭なども増え，子どものコミュニケーション力が低下したことが不安視されています。また，市民アンケートでは,「育児や子育ての問題」が暮らしの中での悩みや不安としてあげられています。

子育ての不安を取り除くためには，家族だけではなく，地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを進めることが重要です。

(4) 高齢者への地域での支援

石岡市の高齢者の人口は，急激に増えています。これに伴い，ひとり暮らし高齢者と高齢夫婦世帯も年々増えています。

市民アンケートで，地域を住みやすくするために，地域の人たちが取り組むこととして，「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」が44.5%と高くなっています。また，介護が必要になったときの生活については，「自宅で」との回答が40.1%となっています。

高齢者になっても，介護が必要になっても，住み慣れた地域で，安心・安全な生活を送ることが，市民一人ひとりの願いといえます。地域福祉の担い手として，地域全体で見守り，市民主体のまちづくりを進めることが重要です。

年齢構成　　**（上段：人，下段：%）**

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
年少人口	15,105	14,071	12,578	11,424	9,989
（0～14歳）	18.9	16.9	15.1	13.9	12.6
生産年齢人口	54,047	55,892	54,442	52,127	49,156
（15～64歳）	67.6	67.0	65.5	63.7	61.9
高齢者人口	10,783	13,435	16,094	18,333	20,249
（65歳以上）	13.5	16.1	19.4	22.4	25.5

※年齢不詳を含まず　　資料：国勢調査（各年10月１日現在）

高齢者世帯の推移（65歳以上）（上段：世帯数，下段：%）

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	21,598	24,012	24,944	25,816	27,030
65歳以上の高齢者がいる	7,666	9,144	10,419	11,608	12,769
世帯数	35.5	38.1	41.8	45.0	47.2
高齢者のひとり暮らし世帯	620	826	1,122	1,542	1,996
	2.9	3.4	4.5	6.0	7.3
高齢夫婦世帯	908	1,275	1,734	2,248	2,902
	4.2	5.3	7.0	8.7	10.7

資料：国勢調査（各年10月１日現在）

(5) 健康づくりでの支援

市民アンケートで，高齢者も障がいのある方も，生活の中で不安なことや困っていることについては，「健康に関すること」が高くなっています。また，地域を住みやすくするために，地域の人たちが取り組むことでも「健康づくりでの支援」が挙げられています。

地域の医療機関，福祉サービス事業者，行政，市民が連携して，地域ぐるみで健 康づくりを進めることが必要です。

(6) 地域ぐるみの災害時の助けあい

火災や地震などの災害時において，高齢者や障がいのある方などの要援護者を救済するためには，地域による主体的な支援体制が不可欠となっています。

平成23年３月11日に発生した東日本大震災において，地域で「水や食料の提供」「情報の提供」「ひとり暮らし高齢者への声かけ」「安全な場所への誘導」が実施されていました。

また，民生委員児童委員による要援護者への安否確認が行われました。

民生委員児童委員が作成している災害時要援護者台帳を整備し，地域住民，民生委員児童委員，行政が協働で防災体制を確立する必要があります。

第３章
計画の中心となる考え方

第3章　計画の中心となる考え方

第1節　基本理念

石岡市は，平成17年10月1日に旧石岡市，旧八郷町が合併し，新たに誕生した市です。

各地域には，障がいのある方やない方，性別・年齢・国籍や文化の違う人などさまざまな人々が暮らしています。加えて，最近では，少子高齢化や核家族化の進展などに伴い，ひとり暮らしの高齢者の問題や，高齢者・子どもへの虐待など，地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

このような課題を解決するためには，身近な地域や市全体の中であらゆる人々のふれあいや支えあいを育むとともに，市民一人ひとりが共有の課題として受け止め，人や地域のネットワークでお互いに補いながら，地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

地域福祉を進めていくためには，地域で暮らす誰もがお互いを思いやり支えあっていくことが大切であり，そして実践していくことこそが重要であるという考え方に立ち，次のとおり，基本理念を定めます。

お互いを思いやり支えあう
ずっと住み続けたいまち　いしおか

地域福祉推進の基本的な考え方

地域福祉の推進にあたっては，サービスを受ける方のニーズとサービスを提供する者との一体感を最重要視しながら，地域においての孤立感を防止し，さまざまな社会活動に参加する機会につながる，地域住民の参画が不可欠です。

1　地域における福祉サービスの適切な利用の推進について

福祉サービスを必要とする地域住民に対する情報の提供，要援護者が必要なサービスを利用できるように社会福祉従事者の専門性の活用を図ります。

2　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

複雑多様化した生活課題を解決するため，社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働を図るとともに，福祉，保健，医療と生活に関連する他分野との連携を強化します。

3　地域福祉に関する活動への住民参加の促進について

地域住民，ボランティア団体，ＮＰＯ法人などが社会福祉活動に必要な知識，技術の習得を進めます。また，社会福祉従事者なども地域活動に積極的に参加するよう働きかけます。

4　要援護者の支援について

日ごろから要援護者の情報を適切に把握し,民生委員児童委員などの関係機関との間で共有を図ります。

5　高齢者の孤立の防止や所在不明への対応について

高齢者などが所在不明になったり孤立したりしないように,人と人とのつながりを強めていきます。

第２節　基本目標

この計画では，基本理念を達成するため４つの基本目標を定めました。

目標１　思いやり支えあう地域をつくります

「向こう三軒両隣」というように,「近所づきあい」が地域づくりの基本となります。地域における協力体制づくりのためには，まずはあいさつや声かけからはじめ，地域に暮らしている人々が普段からふれあい，交流することでお互いに信頼関係を築き，思いやりを持って，共に支えあい助けあえる地域づくりを目指します。

目標２　自立した生活を支える地域をつくります

障がいのある方もない方も，小さな子どもから高齢者まで，誰もが自分らしく自立した生活を地域で送るためには，地域の支えあいと，それぞれの人が適切な福祉サービスを利用できることが大切です。すべての人がいつでもサービスを利用でき，安心して社会参加できる環境づくりを目指します。

目標３　健康で活気のある地域をつくります

長寿社会を迎えている今,すべての人が生涯健康でいきいきとした生活を送れることが大切です。そのため，人々の健康に対する意識の向上を図るとともに，病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

目標４　安心して暮らせる地域をつくります

安全で安心して暮らせる地域づくりのためには,道路や公共交通などのハード面の整備だけでなく，災害や急病など緊急時の地域の中での連携が大切です。そのために，高齢者や障がいのある方，子どもにやさしいまちづくりと，災害への備えに取り組んでいきます。

計画の体系図

基本理念：お互いを思いやり支えあう　ずっと住み続けたいまち　いしおか

基本目標

- 思いやり支えあう地域をつくります
- 自立した生活を支える地域をつくります
- 健康で活気のある地域をつくります
- 安心して暮らせる地域をつくります

計画の柱	取り組み	施策
人育て（人と人とのつながり）	子ども・市民の社会力育て	(1)介護予防事業の充実に努めます (2)福祉サービスの充実に努めます (3)各種相談事業を充実します (4)社会福祉協議会との連携・協働を進めます (5)安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます (6)災害時の支援体制の確立に努めます (7)健康の管理や体力づくりの機会を提供します (8)情報の提供を充実します (9)福祉関係機関の連携を図ります (10)社会福祉協議会の基盤を強化します (11)学校などでの社会力育成教育を進めます (12)地域住民の交流と協働を進めます (13)地域住民などの福祉意識の高揚に努めます (14)市民のボランティア意識を高めます (15)地域に貢献する人材を育てます (16)ボランティアなどの活動を支援します (17)地域交流の場の提供づくりに努めます (18)社会資源の見直しと活用を図ります
	福祉に関わる人材の育成	
組織づくり（連携・ネットワーク）	地域福祉を支える団体間の連携・協働	
	市民主体による地域を支えるネットワークづくり	
体制づくり（市民と行政の協働）	地域福祉向上のための協働の推進	
	情報の発信と参加機会の拡大	
石岡市の役割（石岡市と社会福祉協議会）	石岡市の役割分担の明確化	
	福祉サービスの促進・強化	

第４章
計画の柱

第4章　計画の柱

計画の柱１　…　人育て

◆人と人とのつながりを強めます。

１　子ども・市民の社会力育て

＜現状と課題＞

社会の変化や少子高齢化の中で核家族化が進み，ひとり暮らしの高齢者も増えて，地域社会での交流も少なくなってきており，思いやりやいたわりといった優しい心を育む機会が少なくなってきています。

地域福祉を推進するには，子どもから大人まですべての住民一人ひとりの心の中に，優しさを育て，みんなが互いに相手を思いやる気持ちを持つことが大切です。

そのためには「人が人とつながり社会をつくる力」すなわち「社会力」をつけることが必要です。

社会力とは

①より良い社会をつくろうとする意欲や態度

②より良い社会を具体的に考える力（構想力）

③考えたより良い社会を実現し実行する力（実行力）

のことです。

［アンケートでの回答と意見］

・地域の人たちとのつきあいについて，「会えばあいさつを交わす」が41％で，つながる気持が低いレベルにあります。

・地域の人たちとのつきあいの理想として，「何か困ったことがあれば相談したり助けあう程度」が34％，「プライバシーを干渉しない程度」が32％で，地域でのつながり志向がまだ低い状態にあります。

・悩みや不安を相談したい相手としては，「家族・親戚」が79％と最も高く，「知人・友人」が50％となっています。家族や親戚以外の人とのつながりを強めていく必要があります。

［ヒアリングでの回答と意見］

・民生委員児童委員としては，区（町内会・自治会）と連携していけば情報も入りやすくなり，地域とのつながりもできてくるので，今後は区（町内会・自治会）との連携を図っていきたい。

・個人個人には，隣近所助けあって暮らしていきたいと思うが，それを行動に移すことが

苦手である。

・催しごとを理解し，参加してほしい。

・地域での見守りをしてほしい。

・地域におけるコミュニケーションづくりが必要。

・障がいのある方への理解と見守りが必要。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（11）学校などでの社会力育成教育を進めます。

（12）地域住民の交流と協働を進めます。

（13）地域住民などの福祉意識の高揚に努めます。

（14）市民のボランティア意識を高めます。

2　福祉に関わる人材の育成

＜現状と課題＞

住民が安心して生活するためには，すべての市民が日ごろから福祉に対する理解を深めるとともに，その機会が十分与えられていることが必要です。地域福祉を進めるうえでの主役は住民です。

そのためには，地域で身近な福祉活動を行う人材を発掘，育て，地域で支えあう活動に結びつけていくことが重要です。

［アンケートでの回答と意見］

・地域の人たちへの援助としては，「安否確認の声かけ」が64％で最も高く，「災害の手助け」が53％，「話し相手」が51％となっています。
・地域の高齢者や障がい者など困っている世帯の対応については，「多少のお手伝いができる」が44％，「できる限りのお手伝いをしたい」が13％となっています。こうした市民の態度を実行につなげていく必要があります。
・参加している地域活動としては，「地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動」が22％となっていますが，「参加していない」が55％となっています。参加していない市民に参加する機会をつくることが大切になります。
・地域活動に参加していない理由としては，「仕事や家事が忙しく余裕がない」が37％で最も高く，「どこで活動しているかわからない」が14％となっています。できるだけ多くの市民に情報を提供する工夫が必要になります。

［ヒアリングでの回答と意見］

・活動や運営にあたって問題となっていることについては，「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」と「リーダー（後継者）が育たない」が16％と高く，「人材の確保が難しい」が15％となっています。
・各種事業に積極的に参加してほしい。
・隣近所助けあって暮らしていく行動を引き出してくれるリーダーとなる人を育てたい。
・福祉情報の収集に努めてほしい。
・ボランティア活動に参加してほしい。
・施設が開催するイベントや講習会に参加し，福祉活動に接してもらいたい。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（11）学校などでの社会力育成教育を進めます。
（14）市民のボランティア意識を高めます。
（15）地域に貢献する人材を育てます。
（18）地域資源の見直しと活用を図ります。

計画の柱２ … 組織づくり

◆連携・ネットワークに取り組みます。

１　地域福祉を支える団体間の連携・協働

＜現状と課題＞

地域には，地域福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があり，区（町内会・自治会）や民生委員児童委員のように地域に根ざした活動を行う団体や，ボランティア団体のように，地域を越えた広い範囲で活動している団体など，それぞれが目的を持って活動しています。

これからの地域福祉を考えていくうえで，これらの活動が幅広く連携・協働していくことが地域のさまざまな問題解決に必要です。

［アンケートでの回答と意見］

・地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこととしては，「住民自ら進んで日ごろから相互のつながりを持つように心がけること」が39％と最も高くなっていますが，まだまだ低い水準です。「行政，事業者，ボランティア，ＮＰＯと住民組織の連携」も10％で，更に高めていく必要があります。

［ヒアリングでの回答と意見］

・市民の自治会との関わりについては，「特に関わりはない」が64％で，関わりを高めていくことが課題です。一方，民生委員児童委員では，「情報交換や一緒に活動したことがある」が60％と高くなっています。
・民生委員児童委員との関わりについては，「特に関わりはない」が72％と高くなっています。民生委員児童委員との関わりも高めていかなければなりません。
・ボランティア団体・ＮＰＯ法人との関わりについては，「特に関わりはない」市民が半数を超えています（60％）。ボランティア団体などとの協働も進めていく必要があります。福祉関係団体と当事者団体では，「情報交換や一緒に活動したことがある」が高くなっています。
・他の団体や地域住民などとの交流・連携については，どの団体も「活発にすべき」が高くなっています。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（４）社会福祉協議会との連携・協働を進めます。

（９）福祉関係機関の連携を図ります。

2　市民主体による地域を支えるネットワークづくりの推進

＜現状と課題＞

「向こう三軒両隣」の意識も薄れ，区（町内会・自治会）の加入率も年々低下しています。地域が協力して取り組むべき課題としては、「ひとり暮らし高齢者」や「障がい者」などへの支援，子育てや介護の問題，引きこもりや虐待などがあげられます。

このように複雑で多様な問題を解決するには一人ひとりの力では限界があります。そのため，区（町内会・自治会）や民生委員児童委員などが取り組む地域活動の活発化が期待され，地域の中でお互いに支えあう地域づくり，ネットワークづくりが必要とされています。

［アンケートでの回答と意見］

・東日本大震災時に地域で実施していた活動としては，「水や食料の提供」が25%で最も高く，以下「情報の提供」（18%），「ひとり暮らし高齢者への声かけ」（10%）の順で続いています。いずれも期待する水準には届いていません。一方，「何もしなかった」人が47%いました。災害時に行いたい地域活動としては，「ひとり暮らし高齢者への声かけ」が38%で最も高く，以下「水や食料の提供」（34%），「安全な場所への誘導」（30%）の順で続いています。災害時，何らかの支援活動をしようとする市民が少なくないということです。東日本大震災時に，「何もしなかった」人が47%いましたが，「活動したいと思わない」人は5%にとどまっています。市民のやる気を実行に移していく努力が求められます。

・地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこととしては，「住民自ら進んで日ごろから相互のつながりを持つように心がけること」が39%と最も高く，以下「区（町内会・自治会）が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」（35%），「支えあう仲間づくりの機会と場所の確保」（27%）の順で続いています。

・地域を住みやすくするために，地域の人たちが取り組むこととしては，「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」（45%）と「災害時の助けあい」（40%）が高くなっています。

・社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係としては，「行政も住民も協力しあい，共に取り組むべきである」が53%と過半数を占め，次いで「まず家庭や地域で助けあい，できない場合に行政が援助すべきである」（17%），「行政の手の届きにくい福祉課題は，住民が協力していくべきである」（11%）となっており，行政との協働志向は少なくありません。こうした市民の志向を具体化していく必要があります。

［ヒアリングでの回答と意見］

・大規模な風水害や地震のときの避難や安否確認など，防災対策に不安がある。

・消防団とは別に自主防災組織を立ち上げたい。

・行政と区長会がいざというときの対策・対応を決めておき，各区を通じ全世帯に周知する。
・防災無線が入っていれば，町内としては動きやすくなる。
・災害時・緊急時の安否確認のネットワークづくり。
・地元商工会・ＪＡ・各種団体との連携，ふれあいの場を作り出し継続実施し，絆の輪を拡大させる。
・市役所や関係機関との情報を共有する。
・民生委員児童委員が区（町内会・自治会）と連携していけば情報も入りやすくなり，地域とのつながりもできてくる。
・高齢者に対し，一品の料理を届ける。
・友愛訪問。
・防犯パトロールの見守り。
・住民同士の情報提供と連携。
・積極的に参加できるよう，重要性を認識するためのＰＲ活動。
・地域を愛する気持ちと活性化を図るために参加する姿勢。
・地域住民からも民生委員児童委員に情報（ひとり暮らし高齢者など）を入れてほしい。
・民生委員児童委員に相談してほしい。
・ボランティア活動に参加してほしい。
・施設が開催するイベントや講習会に参加し，福祉活動に接してもらいたい。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）
（４）社会福祉協議会との連携・協働を進めます。
（５）安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。
（６）災害時の支援体制の確立に努めます。
（８）情報の提供を充実します。
(12) 地域住民の交流と協働を進めます。
(17) 地域交流の場の提供づくりに努めます。
(18) 社会資源の見直しと活用を図ります。

計画の柱３ … 体制づくり

◆市民と行政の協働に努めます。

１　地域福祉向上のための協働の推進

＜現状と課題＞

近年，少子高齢化，核家族化などの社会情勢や地域社会の変化に伴って，昔ながらの家庭や地域の付きあいが希薄化し，助けあいや支えあいなどの機能が失われてきています。

そこで，お互いに助けあい支えあうことにより，誰もが安心して暮らせるために，地域に住むすべての人が地域福祉を認識することが大切です。

つまり，これからは，地域で生活するなかで問題が起き，より良く解決していくためには，自分と家族で解決をしていく「自助」，ご近所や知り合い，行政と一緒に解決をしていく「共助」，公的な制度やサービスを利用して解決していく「公助」の取り組みが重要になってきます。

［アンケートでの回答と意見］

・地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこととしては，「住民自ら進んで日ごろから相互のつながりを持つように心がけること」が39％で最も高く，以下「区（町内会・自治会）が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」（35％），「支えあう仲間づくりの機会と場所の確保」（27％）の順で続いており，「自助」や「共助」の必要性を認める市民が増えています。

・地域の福祉を向上させるために，市が充実させるべきこととしては，「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援」が31％になっています。

［ヒアリングでの回答と意見］

・各種団体との連携，ふれあいの場を創り出し継続実施し，絆の輪を拡大させる。
・民生委員児童委員が，市や関係機関との情報を共有する。
・民生委員児童委員が区（町内会・自治会）と連携していけば情報も入りやすくなり，地域とのつながりもできてくるので，今後は区（町内会・自治会）との連携を図っていくこと。
・他団体との意見・情報交換，プライバシーの介入と個人情報開示方法の検討。
・住民同士の情報提供と連携。
・地域を愛する気持ちと活性化を図るために参加する姿勢。
・民生委員児童委員が，住民との連携を率先していきたい。
・ボランティア活動に参加してほしい。

・地域におけるコミュニケーションづくり。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（４）社会福祉協議会との連携・協働を進めます。

（５）安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。

（６）災害時の支援体制の確立に努めます。

（９）福祉関係機関の連携を図ります。

(10) 社会福祉協議会の基盤を強化します。

(12) 地域住民の交流と協働を進めます。

(14) 市民のボランティア意識を高めます。

(15) 地域に貢献する人材を育てます。

(16) ボランティアなどの活動を支援します。

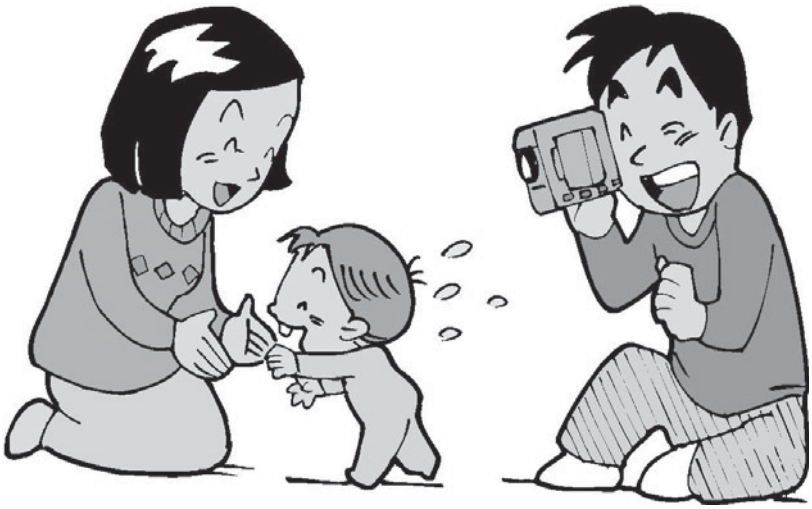

2　情報の発信と参加機会の拡大

＜現状と課題＞

市民アンケート結果によると，市の福祉に関する情報の入手先としては，「市広報紙や市の発行するパンフレットから」が70%，次いで「市のホームページから」が27%，「社会福祉協議会から」が20%となっており，行政などに大きな期待が寄せられています。

そのために，必要な人に必要な情報が届く体制づくり，情報を一元的に提供できる仕組みづくりの工夫と充実を図る必要があります。

また，高齢者も障がいのある方も，自らの意志で趣味や地域活動に参加できる環境づくりが求められています。

［アンケートでの回答と意見］

・地域活動に参加していない理由としては，「仕事や家事が忙しく余裕がない」が37%で最も高く，以下「どこで活動しているかわからない」（14%），「興味や関心がない」（11%）の順で続いています。行政からの情報提供の充実がいっそう求められています。

［ヒアリングでの回答と意見］

・情報提供の周知を図る。
・守秘義務があり，情報が入りにくくなっているので，対応が難しい。
・民生委員児童委員が，市関係機関との情報を共有する。
・住民同士の情報提供と連携。
・積極的に参加できるよう，重要性を認識するためのＰＲ活動。
・地域住民からも民生委員児童委員に情報（ひとり暮らし高齢者など）を入れてほしい。
・耳の聞こえない人が住んでいることを理解し，情報が入りにくいということを知ってほしい。
・行政が行おうとしている事業内容を積極的にＰＲしてほしい。
・日本赤十字社資・社会福祉協議会費・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の趣旨，活動内容をもっと広報してほしい。
・区長会に生の声で語りかけてください。それによって意識が変わり参加・行動へと動くでしょう。
・市の施策や事業に関する情報を積極的に公開してほしい。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（２）福祉サービスの充実に努めます。
（８）情報の提供を充実します。
（17）地域交流の場の提供づくりに努めます。

計画の柱 4 … 石岡市の役割

◆石岡市と石岡市社会福祉協議会

1　石岡市の役割分担の明確化

＜現状と課題＞

「地域福祉計画」は，支援が必要な人々が地域の中で生活する上で解決すべき課題を明らかにするとともに，そのために必要なサービスや，それを提供する体制を整備することを目的とする住民参加による計画です。

また，「地域福祉活動計画」は，社会福祉協議会が中心となって，住民や福祉活動を行う団体などが，「地域福祉の担い手」として，相互に協力して策定する地域福祉を目的とした民間の活動・行動計画です。

このため，行政は「地域福祉推進のための環境整備の担い手」として，社会福祉協議会は「地域福祉推進の中心的役割」と「公民のつなぎ役」としての役割を果たしていかなければなりません。行政と社会福祉協議会は，それぞれの役割を分担しながら，密接に連携して，地域福祉を推進していかなければなりません。

［アンケートでの回答と意見］

・社会福祉協議会の活動や支援として充実させてほしいものとしては，「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が53%で最も高く，以下「高齢者や障がいのある方など援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」（39%），「身近なところで福祉の相談ができる窓口」（30%）の順で続いています。

・地域の福祉を向上させるために，市が充実させるべきこととしては，「高齢者や障がい者になっても，在宅生活が続けられるサービスの充実」が34%で最も高く，以下「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援」（31%），「身近なところでの相談窓口の充実」（24%）の順で続いています。

［ヒアリングでの回答と意見］

・民生委員児童委員が，関係機関との情報を共有する。
・サロンなどの会場借り上げ料の補助を出してほしい。
・市や社会福祉協議会で，市民は災害時にどう動けばよいのか訓練をしてほしい。
・ボランティア活動を理解してもらうことと支援体制づくり。
・ボランティア活動の現場に参加してほしい。
・市や地域団体との連携と協力が必要。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（４）社会福祉協議会との連携・協働を進めます。

（９）福祉関係機関の連携を図ります。

（10）社会福祉協議会の基盤を強化します。

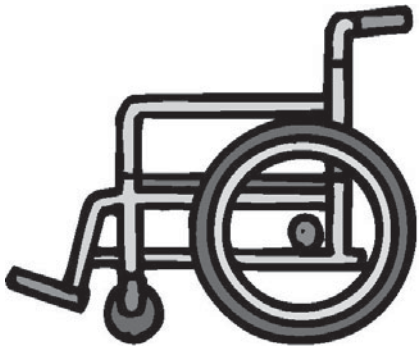

2　福祉サービスの促進・強化

＜現状と課題＞

住みなれた地域で誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう，住民が求める福祉サービスを的確に提供できる仕組みづくりやサービスの質の向上が求められています。そこで，住民が求める福祉サービスについて身近な地域でいつでも相談でき，迅速に対応できる支援体制が大切です。

また，広く住民に必要な情報を分かりやすく提供しながら各種制度を総合的に支援できる仕組みづくりが必要です。

［アンケートでの回答と意見］

・市民満足度「福祉・保健サービスや相談体制」について，加重平均値からみると0.88となり，不満ではないにしても，まだ低い水準にあります。
・社会福祉協議会の活動や支援として充実させてほしいものとしては，「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が53％で最も高く，以下「高齢者や障がいのある方など援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」（39％），「身近なところで福祉の相談ができる窓口」（30％）の順で続いています。
・地域の福祉を向上させるために，市が充実させるべきこととしては，「高齢者や障がい者になっても，在宅生活が続けられるサービスの充実」が34％で最も高く，以下「住民が共に支えあう仕組みづくりへの支援」（31％），「身近なところでの相談窓口の充実」（24％）の順で続いています。

［ヒアリングでの回答と意見］

・引きこもりの人の常時チェックをしてほしい。
・ボランティア活動を理解してもらうことと支援体制づくり。
・障がい者の地域行事への参加の受入体制づくり。
・障がい者が利用しやすい環境づくり。
・児童ディサービスがないので，民間やＮＰＯ法人を活用して作ってほしい。
・在宅福祉（有償）サービスを子育て世代でも利用できるよう，条件や人の教育をしてほしい。
・ボランティア団体や福祉団体の育成や支援の充実。

＜具体的な取り組み＞（参照：第５章　施策）

（１）介護予防事業の充実に努めます。
（２）福祉サービスの充実に努めます。
（３）各種相談事業を充実します。
（４）社会福祉協議会との連携・協働を進めます。
（７）健康の管理や体力づくりの機会を提供します。
（８）情報の提供を充実します。

第5章
施　策

本計画における住民等・市・社会福祉協議会とは

この計画では,「住民等」,「市」,「社会福祉協議会」を次のように定義しました。

住　民　等	市民，地域活動団体「区（町内会・自治会），老人クラブ，ボランティア団体，ＮＰＯ法人など」，民生委員児童委員，福祉サービス事業者，その他関係団体（企業，商店など）など，石岡市に関係する個人・法人です。
市	石岡市です
社会福祉協議会	社会福祉法人　石岡市社会福祉協議会です。

第5章　施　策

第１節　介護予防事業の充実に努めます。

住民等の役割	○介護予防教室や栄養管理などについての学習会に参加して，健康の保持に努めます。 ○学習会や講座を通して，介護予防につなげるように地域で取り組みます。 ○健康づくりに関心を持ち自ら実践します。 ○行政が行う健康づくり事業に積極的に参加協力します。
市の役割	○サービス事業者や介護支援専門員などの支援に努めます。 ○要支援者の訪問・相談業務などを充実します。 ○事業者などの介護予防サービスの質の向上に努めます。
社会福祉協議会の役割	○ミニサロン交流活動事業の立ち上げ，運営を支援します。 ○いきいきクラブ連合会（老人クラブ）の活動を支援します。 ○在宅福祉サービスの充実を図ります。 ○適切なサービスを受けられるようケアプランを作成し，きめ細かなサービスを提供します。 ○在宅介護者への活動支援，情報提供に努めます。

第２節　福祉サービスの充実に努めます。

住民等の役割	○福祉サービスについての正しい認識を深めます。 ○自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には，民生委員児童委員や行政機関などへとつなぎ，サービス利用を勧めます。 ○公共施設や公共交通機関に関し，日常的な利用の中で感じる不便なところなどの情報を行政に提供します。 ○集会や行事などへの参加に際し，介助が必要な人に対し人的サポートを行います。 ○より使いやすいサービスの推進のため，利用者側からサービスを見直し，必要に応じて，行政へ意見提案をしていきます。
市の役割	○障害者自立支援法に基づく各種事業の充実を図ります。 ○公共施設や公共交通機関の利便性向上に努めます。 ○高齢者や障がいのある方などを街なかで気軽に手助けできるよう，「心のバリアフリー」について啓発を進めます。 ○シルバー人材センターや公共職業安定所などの関係機関と連携し，高齢者・障がい者雇用に関する情報提供に努めます。 ○子育て支援に努めます。 ○福祉ニーズの把握とその対策について検討します。 ○サービスの必要な方への適切なサービス提供に努めます。 ○第三者評価制度の導入を働きかけます。 ○日常生活自立支援事業の周知を図ります。 ○成年後見制度について周知するとともに，制度利用を勧めます。 ○福祉サービスに関する情報提供に努めます。
社会福祉協議会の役割	○福祉教育などの機会を通じて，バリアフリー，ユニバーサルデザインについて啓発します。 ○福祉関係団体など，高齢者や障がいのある方の地域活動の紹介に努めます。 ○地域で外出支援の介助ができるボランティアを養成します。 ○在宅介護をする家族の相談に応じサービスの充実を図ります。 ○日常生活自立支援事業の充実に努め，事業の推進を図ります。 ○高齢者や障がいのある方などへの移動支援を行います。 ○在宅福祉サービスの充実に努めます。 ○石岡市乗り合いタクシーの利便向上に努めます。 ○研修などを通じて，職員の資質向上に努めます。 ○福祉ニーズの把握とその解決に努めます。 ○各事業においてサービスの向上に努めます。 ○成年後見制度について周知し，関係機関・団体と調整します。 ○いきいきクラブ（老人クラブ）活動など，高齢者の地域活動の紹介に努めます。

第３節　各種相談事業を充実します。

住民等の役割	○相談支援内容の情報を入手します。 ○困ったときに身近で相談できる人や場をつくります。 ○地域で解決する方法を検討するため，情報交換をします。 ○事業所が持つ専門知識を，地域や関係機関で活かします。
市の役割	○行政の各種相談窓口の充実に努めます。 ○気軽に相談できる場と機会の確保を進めます。 ○専門相談の場を増やし，さまざまな相談に対応します。 ○相談支援事業者などの相談体制づくりを進めます。
社会福祉協議会の役割	○生活上の困りごとについて，相談，対応のうえ，関係機関につなげていきます。 ○心配ごと相談所機能の充実を図ります。 ○関係機関と連携し，迅速に相談できる体制づくりに努めます。 ○苦情解決体制づくりに努めます。

第４節　社会福祉協議会との連携・協働を進めます。

住民等の役割	○自らが行っている活動の情報については積極的に提供します。 ○福祉サービスに関する情報を自ら集め活用します。 ○社会福祉協議会の組織と活動を理解します。 ○社会福祉協議会の活動資金となる会費や共同募金に協力します。 ○社会福祉協議会の主催事業などに積極的に参加します。 ○福祉サービスの担い手として参加・協力します。
市の役割	○住民の地域活動を推進します。 ○社会福祉協議会への活動支援を行います。 ○社会福祉協議会と連携し，住民のニーズの把握をします。 ○社会福祉協議会と協働で地域づくりを進めます。 ○社会福祉協議会へ情報を提供し共有します。 ○情報交換や交流の機会をつくります。 ○地域福祉活動計画と連携しながら，本計画に基づく施策を進めます。 ○社会福祉協議会と協働で福祉サービスの提供に努めます。 ○社会福祉協議会との役割分担を明確にし，行政の役割に基づき各種事業を推進します。
社会福祉協議会の役割	○ボランティアなどの活動の活性化を進めます。 ○住民の地域活動を推進します。 ○民間事業者との連携を図り，福祉サービスの提供に努めます。 ○行政と協働で，地域づくりを進めます。 ○情報交換や交流の機会をつくります。 ○地域福祉計画と連携しながら，本活動計画に基づく施策を進めます。 ○行政と協働で福祉サービスの提供に努めます。 ○行政との役割分担を明確にし，社会福祉協議会の役割に基づき各種事業を推進します。 ○行政と連携し，住民のニーズの把握をします。 ○地域福祉を推進するため，様々な事業に取り組みます。

第５節　安全で安心な生活ができる地域づくりを進めます。

住民等の役割	○地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。 ○小・中学校の登下校の時間に合わせて，見守りや巡回，散歩など外出をするように心がけます。 ○「こども１１０番の家」の設置に協力します。 ○街路灯やカーブミラーなどに不具合がある場合は，関係機関へ連絡をします。 ○防犯灯に不具合がある時は，地域で管理します。 ○関係機関・団体との連携・連絡のできる関係を日ごろからつくり，地域の安全を守るよう努めます。 ○消防団とは別に自主防災・防犯組織を立ち上げるように努めます。 ○地区役員に呼びかけ，エンゼルパトロールに加入します。 ○住民同士の情報提供と連携に努めます。 ○地域で防災や防犯に関する学習会を開催し，防災・防犯意識の高揚に努めます。 ○家屋の耐震対策，家具の転倒防止，ガラスの飛散防止などの減災対策の推進に努めます。 ○一人ひとりの交通安全意識を高めます。 ○災害時・緊急時の安否確認のネットワークづくりに努めます。
市の役割	○防犯組織との連携をとりながら，安心な地域づくりに努めます。 ○エンゼルパトロール（ボランティア）会員を増やし，活動の活性化を図ります。 ○自主防災組織活動の活性化を図ります。 ○街路灯やカーブミラーなどの整備に努めます。 ○防犯灯の設置の支援に努めます。 ○「広報いしおか」，ホームページ，メールマガジンや八郷地区の防災無線などを通して，防犯・交通安全の情報発信をします。 ○警察署など関係機関・団体との連携の強化に努めます。 ○公共施設などの階段の手すりの設置，街路灯の設置，道路歩道部の段差の解消など，高齢者や障がいのある方の安全対策に努めます。 ○高齢者や障がいのある方だけでなく，誰もが使いやすいユニバーサルデザインの実現に努めます。
社会福祉協議会の役割	○高齢者や障がいのある方などの見守り活動などを進めます。 ○警察署など関係機関・団体との連携に努めます。 ○広報誌「あしすと」やホームページを通じて情報提供を行います。 ○災害に関する情報提供，取り組み，心構えの普及を図ります。

第６節　災害時の支援体制の確立に努めます。

住民等の役割	○避難場所を事前に確認します。 ○家具の転倒防止対策を講じます。 ○住宅用火災報知器を設置します。 ○防災知識を身につけます。 ○非常食や水，防災グッズを用意します。 ○自主防災組織の活動に協力します。 ○日ごろから，災害時要援護者への声かけ・交流に努めます。 ○防災訓練に参加します。 ○年１回防災訓練をします。 ○消防団へ参加・協力します。 ○消防団とは別に自主防災組織を立ち上げるよう努力します。 ○区（町内会・自治会）が動きやすくするため，防災無線を活用します。 ○地域ぐるみで災害時の安全な避難所の再確認をします。 ○支援が必要な人は，災害時要援護者台帳へ登録します。 ○関係機関・団体は，連携して災害時要援護者台帳の作成支援や災害時における要援護者の避難支援に努めます。 ○必要な人に，災害時要援護者台帳の仕組みをお知らせし，登録を勧めます。 ○行政に対し，飲料水や食料の提供可能な時は情報提供をします。 ○大規模災害時に対し，民生委員児童委員としての活動指針を策定します。 ○災害時などの要援護者の避難を手伝います。 ○事業所の防災対策を進め，災害時にも事業継続できるようにします。
市の役割	○「石岡市地域防災計画」に基づき，防災対策の充実を図ります。 ○自主防災組織活動の活性化を図ります。 ○災害発生時において，災害時要援護者が迅速かつ安全に避難できるよう体制づくりに努めます。 ○福祉施設を災害発生時の災害時要援護者のための避難所にできるよう，施設事業者と協議します。 ○区長会と協働し，いざという時の対策・対応を決めておき，各区を通じ全世帯に周知します。 ○年１回防災訓練を実施します。 ○防災無線の整備に努めます。 ○避難場所の確保と設置をします。 ○災害時要援護者台帳への登録について広く周知します。

市の役割	○災害時要援護者へ防災などの情報を提供します。 ○災害時・緊急時の安否確認のネットワークづくりを進めます。
社会福祉協議会の役割	○要援護者を災害時に支援する災害ボランティアを養成します。 ○災害ボランティアセンターの設置に努めます。 ○関係機関・団体と連携して，防災対策の充実を図ります。 ○訓練などを通じ，問題点を見直し，マニュアルの整備に努めます。 ○災害ボランティアグループなどと連携を図り，情報交換に努めます。 ○行政・関係機関と協力し，災害時・緊急時の安否確認のネットワークづくりを進めます。

第７節　健康の管理や体力づくりの機会を提供します。

住民等の役割	○健康づくりに関心を持ち，自ら実践します。 ○積極的に運動をする習慣を取り入れ，近所の人にも伝えます。 ○健康づくりやふれあいを考える地域づくりに取り組みます。 ○さまざまな健康づくり活動に，友人などを誘って参加します。 ○自分が知り得た有効な情報を知り合いに伝えます。 ○行政が行う健康づくり事業に積極的に参加・協力します。
市の役割	○健康診断，予防接種，講座など健康づくり事業を実施します。 ○健康講座や健康相談，健康診断事後指導などを通じて正しい健康情報を提供します。 ○健康づくり施設の情報を提供します。 ○健康情報に関する相談窓口の充実を図ります。 ○「広報いしおか」で健康づくりをＰＲします。 ○体にやさしい食生活の情報を提供します。
社会福祉協議会の役割	○健康づくり事業を企画実施し，健康づくりの情報を提供します。 ○健康づくりに関する事業の推進に努めます。

第８節　情報の提供を充実します。

住民等の役割	○近所の情報を取り入れます。 ○「広報いしおか」や広報誌「あしすと」，回覧板などを読み，行政をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。 ○行政と社会福祉協議会からのアンケートに回答するように努めます。 ○地域情報の提供手段として回覧板を更に活用します。 ○民生委員児童委員をはじめ地域福祉に関係する人が，必要な人に必要な情報を提供し，行政窓口につないでいきます。 ○民生委員児童委員と区（町内会・自治会）が連携し，情報を共有し，地域とのつながりを図ります。 ○民生委員児童委員に情報を提供します。 ○行政や関係機関との情報を共有します。 ○住民同士の情報提供と連携を進めます。 ○福祉情報の収集に努めます。 ○他団体との意見や情報の交換を図ります。
市の役割	○市外からの転入者に対し，「くらしの便利帳」を市役所窓口で配布します。 ○「広報いしおか」やホームページ，メールマガジンなどを通して，住民に分かりやすく情報を伝えます。 ○「市長へのたより」やホームページ，各種懇談会などにより，住民のニーズの把握に努めます。 ○福祉サービスに関する制度や施設内容，ボランティアの情報をはじめ，関係機関・団体の活動内容についての情報提供に努めます。 ○行政が行う事業内容を公開・ＰＲします。 ○日本赤十字社資の趣旨，活動内容を広報します。 ○福祉の言葉を分かりやすく伝えます。 ○住民や各団体の意見を聞く場の充実に努めます。
社会福祉協議会の役割	○地域福祉に関わる情報提供の充実を図ります。 ○日本赤十字社資・社会福祉協議会費・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の趣旨，活動内容の広報を進めます。 ○広報誌「あしすと」を配布し，福祉情報を提供します。 ○ボランティアと活動をつなげるボランティア情報を提供します。 ○ホームページを活用して，最新の福祉情報の発信をします。 ○見やすい広報誌づくりに努めます。

第９節　福祉関係機関の連携を図ります。

住民等の役割	○自らが行っている活動の情報について積極的に提供します。 ○自ら情報を集め，活用します。 ○近隣で福祉サービスを必要とする人がいれば関係機関に相談・連絡します。 ○保健・医療・福祉に関する情報を自ら集め活用します。
市の役割	○社会福祉協議会，区（町内会・自治会），民生委員児童委員などとの協力関係を強化します。 ○保健・医療・福祉関係機関との連携・協働を進めます。 ○地域自立支援協議会を通じて，関係機関との連携を図ります。
社会福祉協議会の役割	○保健・医療・福祉関係機関で連携します。 ○行政，区（町内会・自治会），民生委員児童委員などとの連携・協働を進めます。 ○地域住民のニーズを把握します。

第10節　社会福祉協議会の基盤を強化します。

住民等の役割	○「社会福祉協議会会員」となり，積極的に社会福祉協議会の活動に参加します。 ○社会福祉協議会が実施している事業に協力します。 ○赤い羽根共同募金，歳末たすけあい募金の活動に，積極的に協力します。 ○社会福祉協議会が発行している広報誌「あしすと」やホームページなどに目を通し，活動内容の把握と理解に努めます。
市の役割	○社会福祉協議会と連携して，社会福祉協議会の活動内容を周知します。 ○社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ，積極的な活動展開を支援します。 ○各種募金活動に協力します。
社会福祉協議会の役割	○社会福祉協議会で実施している各種事業を見直し，さらなる充実に努めます。 ○それぞれの事業に必要な専門性を持った職員を確保するため，各種研修会への参加を積極的に勧め，必要に応じた資格取得に努めます。 ○赤い羽根共同募金，歳末たすけあい募金について，住民に募金の活用方法や配分先について積極的に広報し，募金への協力を呼びかけます。 ○国・県・市及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図ります。 ○社会福祉協議会が発行している広報誌「あしすと」やホームページなどの内容の充実を図ります。 ○社会福祉協議会活動の理解促進のため，各地区で開催される勉強会に協力します。 ○「社会福祉協議会会員」の拡大に努めます。 ○理事会，評議員会機能の充実に努めます。 ○各種委員会の整備に努めます。 ○福祉サービスが利用しやすい職員配置を検討します。 ○職員の資質向上を図るため，職員研修を行います。 ○社会福祉協議会の基盤を強化するための人材の確保に努めます。 ○社会福祉協議会の基盤を強化するための財源の確保に努めます。 ○行政・関係機関と連携し，地域福祉を推進します。 ○ボランティアセンターの充実強化を図ります。

第11節　学校などでの社会力育成教育を進めます。

住民等の役割	○家庭での福祉教育を行います。 ○地域や施設での体験学習などに参加します。 ○子どもたちが地域行事で大人と関わり，地域に関心を持つようにします。 ○地域での交流やボランティア体験の場に積極的に参加します。 ○出前講座など，地域での研修の場に積極的に参加します。 ○学校での福祉教育活動に協力します。
市の役割	○広い視野をもつ次世代の育成，住民の主体的な活動を進めます。 ○家庭及び地域における福祉教育を進めます。 ○子どもから大人まで参加できる講座や事業を開催します。 ○各種出前講座により制度やしくみを分かりやすく説明します。 ○特別支援学級との交流や地域行事へ積極的に参加できる機会をつくります。
社会福祉協議会の役割	○ボランティア育成や活動の活性化を図ります。 ○福祉教育実践校を支援します。 ○住民向けの地域福祉の研修を行います。 ○小・中学生を対象とした体験型の研修を行います。 ○高齢者や障がいのある方と交流できる機会をつくります。 ○気軽に参加できるボランティア体験の機会をつくります。

第12節　地域住民の交流と協働を進めます。

住民等の役割	○毎日，家庭内であいさつをします。 ○日ごろからご近所で声をかけあいます。 ○日ごろから隣近所の目配り・気配りに心がけます。 ○ご近所の家で郵便物が溜まっていないか気にかけます。 ○ご近所で電灯がつきっぱなしでないか気にかけます。 ○住民が気軽に参加できる交流会や催しを開催します。 ○地域活動や交流活動，各種研修会などに自主的に参加します。 ○区（町内会・自治会）活動などを活性化させ，参加を呼びかけます。 ○子ども会活動に参加・協力します。
市の役割	○住民が気軽に参加できる交流会や催しを開催します。 ○各地域の交流会や地域活動を進めます。 ○地域活動への参加を通じた生きがいづくりを進めます。 ○活動団体同士の交流の機会を設け，活動の輪を広げます。
社会福祉協議会の役割	○住民が気軽に参加できる交流会や催しを開催します。 ○ボランティア活動など住民が参加できる機会をつくります。

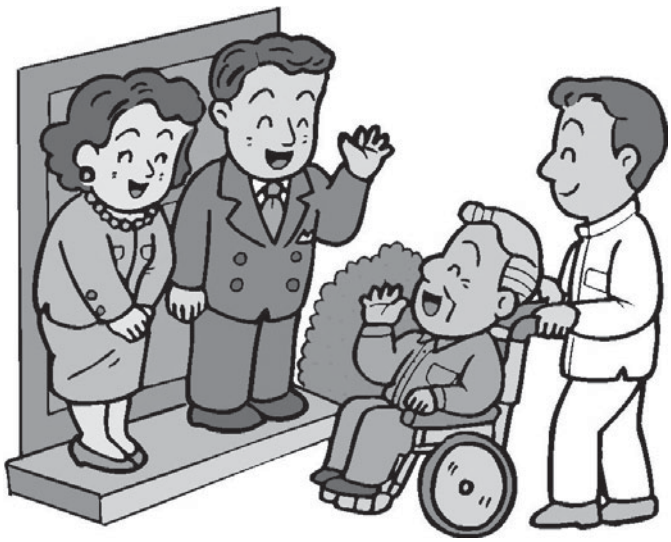

第13節　地域住民などの福祉意識の高揚に努めます。

住民等の役割	○地域での子育てやボランティアグループの活動などに関心を持ちます。 ○地域でできることは地域で担うという考え方で，地域福祉に取り組みます。 ○活発な活動を展開している団体を参考に，自分たちの地域の実情に合った取り組みを考えます。 ○地域の福祉に関心を持ち，自分の知識や経験を生かしつつ，できることから活動に参加していきます。 ○活動団体同士が持つ情報を共有し，身近な地域でさまざまな立場から支援することができる体制をつくります。 ○福祉を特定の人だけのものではなく，自分もいつかは関わる問題としてとらえます。 ○自らの生きがいづくりとして地域活動に参加します。 ○各種の交流会や学習会に積極的に参加し，知識の習得に努めます。 ○地域活動において協力や分担のできることを話しあいます。 ○区（町内会・自治会）などで，高齢者や障がいのある方，児童との交流の場を設けます。 ○ボランティアなどの地域活動が体験できる機会をつくります。
市の役割	○学校における福祉教育の充実を図ります。 ○出前講座や地域座談会の開催などを通じて，地域福祉の意識の高揚を図ります。 ○研修会や交流会などを通じて，地域で支えあう意識の高揚を図ります。 ○地域福祉についての講演会を開催します。 ○地域活動への参加を通じて生きがいづくりを進めます。 ○活動団体同士の交流の機会を設け，活動の輪を広げます。
社会福祉協議会の役割	○地域で研修会や交流会を開催し，地域で支えあう意識の高揚を図ります。 ○活動団体同士の交流の機会を設け，活動の輪を広げます。

第14節　住民のボランティア意識を高めます。

住民等の役割	○地域での子育てやボランティアグループの活動などに関心を持ちます。 ○ボランティアなどの地域活動を体験できる機会をつくります。 ○一人ではボランティア活動に参加したがらない人がいるときには，積極的に声をかけ，誘いあいます。 ○地域での交流やボランティア体験の場に積極的に参加します。 ○出前講座など，地域での研修の場に積極的に参加します。 ○地域でのボランティア活動に関心を持ち，自分の知識や経験を生かしつつ，で　きることから活動に参加します。
市の役割	○ボランティア活動の情報を提供します。 ○ボランティア活動を推進します。 ○ボランティア養成事業を支援します。 ○出前講座により，制度やしくみを分かりやすく説明します。
社会福祉協議会の役割	○ボランティアセンターの機能を充実させます。 ○活動のできる施設やイベントの紹介に努めます。 ○ボランティアを体験できる機会をつくります。 ○ボランティア養成のための各種講座の充実に努めます。 ○広報誌「あしすと」・ホームページなどで情報提供に努めます。

第15節　地域に貢献する人材を育てます。

住民等の役割	○区（町内会・自治会）に積極的に加入し，活動に参加します。 ○区（町内会・自治会）は，加入促進に向けて，活動内容などの情報発信に努めます。 ○民生委員児童委員の活動について理解します。 ○民生委員児童委員は，活動内容などの情報発信に努めます。 ○各種事業へ積極的に参加します。 ○地域で福祉に関する勉強会を開催し，知識を身につけます。 ○ボランティア活動を理解します。 ○ボランティア活動に積極的に参加します。 ○福祉関連事業へ積極的に参加します。 ○子ども会活動に積極的に参加します。 ○いきいきクラブ（老人クラブ）活動に積極的に参加します。 ○福祉関連資格を取得し地域に役立てます。 ○ボランティアなどの人材発掘に努めます。 ○福祉関連資格保有者を採用します。 ○社会福祉協議会で実施している事業に協力します。
市の役割	○小・中学校からの福祉教育を推進します。 ○区（町内会・自治会）や民生委員児童委員の活動内容を情報発信するとともに，活動への支援を行います。 ○地域で活動するリーダーや定年などで退職した住民を，地域福祉の担い手として，人材の発掘・育成に努めます。 ○ボランティア活動の周知を図ります。 ○研修受入れの協力に努めます。 ○福祉関連事業の情報提供をします。 ○ボランティア，社会福祉協議会と連携し，活動を進めます。
社会福祉協議会の役割	○ボランティア体験の機会を提供します。 ○学校で行う福祉教育活動に協力します。 ○区（町内会・自治会），福祉団体などと連携し，地域活動に取り組む人材の確保に協力します。 ○地域で活躍するリーダーの人材育成に努めます。 ○ボランティア活動の周知を図ります。 ○研修などの受入れに協力します。 ○だれもが参加できる研修会，講座の機会をつくります。 ○福祉制度の情報や地域福祉活動の情報を提供します。 ○新たなボランティアを開拓し，養成に努めます。 ○職員の資質向上に努めます。

第16節　ボランティアなどの活動を支援します。

住民等の役割	○ボランティアの活動を理解します。 ○ボランティアに関する情報を発信します。 ○ボランティアに関する情報を積極的に集めます。 ○ボランティア活動に参加します。
市の役割	○若い人がボランティアに参加しやすい環境づくりを目指します。 ○ボランティアに参加したいと思っている人の発掘・養成に努めます。 ○各種ボランティア活動の推進をします。 ○各種ボランティア活動の情報提供に努めます。
社会福祉協議会の役割	○ボランティア養成のための各種講座を実施します。 ○定年前後の人を対象としたボランティアへの啓発と活動に取り組みます。 ○若い世代のボランティア人材の育成に努めます。 ○各種ボランティア活動の情報提供に努めます。 ○ボランティアセンターの充実強化を図ります。

第17節　地域交流の場の提供づくりに努めます。

住民等の役割	○引越しをした先では，隣近所へあいさつ回りをします。 ○隣近所に新しい住民が引越してきたら，地域の行事を教えるなど，声かけをするようにします。 ○回覧板をきちんと読みます。 ○関係機関・団体と連携して，年代を問わず住民が気軽につどえる機会をつくり，参加を呼びかけます。 ○障がいのある方を持つ家庭と連携し，お互いが交流できる機会をつくります。 ○地域にある社会資源を活用し，つどえる場所を提供できるように努めます。 ○各種団体と連携し，ふれあいの場をつくり出し継続実施し，絆の輪を拡大させます。 ○空き公共施設の利用を積極的に勧めます。 ○地域の集会などに積極的に参加します。 ○施設の存在を知ってもらい，閉じこもっている人たちの交流の場とします。 ○いきいきクラブ（老人クラブ）に積極的に加入します。 ○子ども会に加入し積極的に活動します。
市の役割	○交流の場づくりを進め，活動の促進を図ります。 ○つどえる場所を確保するため，公共施設の有効活用に努めます。 ○地域にある社会資源など活用できる施設の情報収集・提供を行います。 ○子どもの遊び場や公園の整備を進めます。
社会福祉協議会の役割	○関係機関・団体と連携するためのネットワークづくりを促進します。 ○つどえる機会づくりの情報を提供します。 ○地域での行事などを実施する際，器材や備品の貸出しを行います。 ○赤い羽根共同募金の配分金の一部をサロンの活動に助成します。 ○交流の場づくりを行政と協働して進めます。

第18節　社会資源の見直しと活用を図ります。

住民等の役割	○民話，伝統行事，文化，暮らしなどを通じて，地域の歴史にふれる機会をつくります。 ○地域文化の担い手を育てます。 ○人や施設などの社会資源を活用し，地域住民が気軽に集まれる場所を確保します。 ○既存の施設の機能や役割を理解します。 ○施設職員が持つ専門的知識を地域で役立てます。 ○人や施設などの社会資源を発掘し，活用します。 ○市民講師に登録します。 ○区（町内会・自治会）などは，地域内の名人・達人に協力を求めて，地域活動を展開します。 ○行政や社会福祉協議会，地域外にも，名人・達人を積極的に紹介します。
市の役割	○さまざまな講座を開催し，各種の文化活動について周知します。 ○人や施設などの社会資源を発掘し，活用します。 ○空き家や空き店舗などの社会資源の活用を働きかけます。 ○市民講師の登録を促進します。 ○地域の名人・達人の情報を提供します。
社会福祉協議会の役割	○人や施設などの社会資源を発掘し，活用します。 ○地域の名人・達人の情報を提供します。 ○ボランティア活動をしている団体やグループについて，広く住民に周知します。

第６章
計画の推進と評価

第6章　計画の推進と評価

第1節　計画の推進

地域福祉の主役は，地域で生活している市民全体です。自分たちの住む地域で支えあい，助けあって理想の地域に近づけていくためには，行政だけの取り組みでは不十分であり，市民と行政との協働が不可欠となります。

また，区（町内会・自治会），民生委員児童委員，ボランティア団体，ＮＰＯ法人，事業所など地域における様々な資源の取り組みも必要となります。

この計画でいう地域の範囲は，回覧板やゴミの集積所については部（班）や区（町内会・自治会），福祉関係団体については中学校区や市全体など，その関わりにより地域の対象範囲は変わります。そのなかで，市及び社会福祉協議会が，当初，地域福祉計画を推進する地域の範囲については，区長や民生委員児童委員などが現在活動している地域と概ね一致する，石岡地区は４中学校区，八郷地区は８地区公民館区を活動主体と想定し進めていきます。

なお，「石岡市地域福祉計画・石岡市地域福祉活動計画」は策定がゴールではなく，新しい地域福祉へのスタート地点です。この計画を進めていくにあたっては，地域福祉を担う主体それぞれが，相互に連携を図り，役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

1　住民等の役割

住民，地域活動団体は，地域や福祉に関心を持ち，地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに，地域の中で連携しながら解決していく行動が求められています。

また，そのためには，日ごろから地域の人たちが，あいさつや声かけをして交流を深め，顔見知りの関係を築いていくことが重要です。そして，そのような環境の中で，子どもの頃から人と人とがつながり，社会をつくる力，つまり「社会力」をつけていくことが重要です。

2　民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は，社会福祉に関する活動の担い手として，福祉サービスの対象とならない人，虐待や暴力などで問題をかかえている人や，地域の中で孤立・引きこもりとなり，心の問題を抱えている人に対する支援や見守りが期待されます。

3　福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は，サービスの質の確保，事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また，福祉施設などにおいては，利用者とボランティアなどが交流しあう場として期待され，地域福祉の拠点としても期待されます。

4　市の役割

行政は，市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し，地域福祉力の向上を図るとともに，福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また，地域における各種活動団体を把握し，相互に連携・協力を図り，団体間の交流や参加意向のある市民と団体の調整を図るなど，市内の地域福祉に関する管理・運営を行い，地域における福祉活動の推進に努めます。

5　社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は，自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが，地域福祉推進の中心的な存在として，市民と地域活動団体，福祉サービス事業者，行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また，社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに，地域における多様な課題を把握し，その課題に対して事業の展開を図ることが重要です。

第２節　計画の点検と評価

この計画は，市と社会福祉協議会が一体となって，各種計画にも反映させながら着実に取り組むとともに，住民，地域活動団体，ボランティア，ＮＰＯ法人，福祉サービス事業者などとも連携して進めていきます。

そのために，「広報いしおか」や社会福祉協議会の広報誌「あしすと」，ホームページなどを通じて，計画を広く市民に周知し，普及に努める必要があります。また，区（町内会・自治会）や民生委員児童委員，その他各種団体に対し，計画の趣旨を説明し，協働体制を確立していきます。

また，計画の進行管理については，市と社会福祉協議会が，国の社会福祉制度改革の動向も見極めつつ，福祉関係団体などとも連携を図りながら，推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

資　料

1　計画策定の経緯

開催日等	会議名など	内容
平成23年10月14日	第１回ワーキングチーム会議	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針（案）について スケジュールについて アンケート（案）について
10月20日	第１回策定委員会	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針（案）について スケジュールについて アンケート（案）について
10月26日 ～11月10日	アンケート調査の実施	地域との関わり，地域の支えあい，地域福祉の在り方などについて 配布2,000通　回収881通（44.1%）
12月１日～20日	ヒアリング調査の実施	地域，団体活動などについて 37団体
平成24年１月５日	第２回ワーキングチーム会議	アンケート調査結果について 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について
１月12日	第２回策定委員会	アンケート調査結果について 地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について
２月17日	第３回ワーキングチーム会議	地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について
２月27日	第３回策定委員会	地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

2　石岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年4月1日
告示第146号

（設置）

第1条　この告示は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する石岡市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）策定に必要な事項を協議するため，石岡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　委員会は，次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 地域福祉計画の立案に関すること。

(2) 地域福祉計画の策定に関する調査及び連絡調整に関すること。

(3) その他地域福祉計画策定に関し必要な事項

（組織）

第3条　委員会は，委員20名以内をもって組織し，次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健，医療又は福祉関係団体の代表者

(3) 市民から公募した者

(4) 民生委員児童委員の代表者

(5) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は，委嘱の日から第2条の事務が終了した日までとする。

2　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

3　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会の会議は，委員長が必要に応じ招集し，委員長が議長となる。ただし，委員長が互選される前に招集する会議は，市長が招集する。

2　委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4　委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキングチーム）

第７条　委員会の所掌事項を調査，研究等のため，委員会にワーキングチームを置くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，保健福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

3　社会福祉法人石岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して,石岡市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため，石岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は，次に掲げる事務を所掌する。

(1) 活動計画の立案に関すること

(2) 活動計画の策定に関する調査及び連絡調整に関すること

(3) その他活動計画の策定に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は，委員20名以内を持って組織し，次に掲げる者の中から社会福祉協議会会長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 保健，医療関係の代表者

(3) 社会福祉関係団体の代表者

(4) 民生委員児童委員の代表者

(5) その他会長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は，委嘱の日から第２条の事務が終了した日までとする。

２　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は，委員長が必要に応じ招集し，委員長が議長となる。ただし，委員長が互選される前に招集する会議は，会長が招集する。

２　委員会の会議は，委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3　委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

4　委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（ワーキングチーム）

第７条　委員会の所掌事項を調査，研究等のため，委員会にワーキングチームを置くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，石岡市社会福祉協議会において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，委員会に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成23年９月１日から施行する。

4　石岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

区　分	所　属	氏　名	役　職	備　考
学識経験者	筑波大学名誉教授	門　脇　厚　司		委員長
保健関係者	茨城県土浦保健所	藤　枝　　隆	所長	
医療関係者	石岡市医師会	元　山　　誠	石岡市医師会病院副院長	
〃	石岡市医師会在宅介護医療支援センター	出　山　けい子	居宅支援事業所管理者	
福祉関係団体	石岡市ボランティア連絡協議会	井　坂　日出代	会長	
〃	石岡市いきいきクラブ連合会	鈴　木　光　雄	会長	
〃	石岡市身体障害者福祉協議会	清　水　晴　美	会長	
〃	石岡市ケアマネジャー等連絡協議会	山　口　隆　之	副会長	
市民代表	市民代表（公募）	佐　藤　芳　夫		
〃	市民代表（公募）	野　口　多喜子		
民生委員 児童委員	石岡市民生委員児童委員協議会連合会（石岡地区）	平　井　純　子	会長	副委員長
〃	石岡市民生委員児童委員協議会連合会（八郷地区）	市　塚　義　則	八郷地区民生委員児童委員協議会会長	
議会関係者	石岡市議会	磯　部　延　久	議長	
地域団体	石岡市区長会（八郷地区）	仁　平　二　郎	会長	
〃	石岡市区長会（石岡地区）	桜　井　　博	副会長	
〃	石岡市地域女性団体連絡協議会	亀　井　比志子	会長	
教育関係者	石岡市学校長会	櫻　井　　信	会長	
〃	石岡市子ども会育成会連合会	小　林　　均	会長	
福祉関係団体	石岡市社会福祉協議会	関　　正　雄	事務局長	
行政関係者	石岡市保健福祉部	佐子川　祐　治	部長	

○任期：平成23年10月20日～計画策定終了まで

5　アンケート調査結果（概要）

（1）調査目的

誰もが住みなれた地域で安心して生活できるために，市民，関係機関，団体と行政が連携し，地域住民がお互いに助けあい支えあうことができる仕組みづくりが求められています。地域住民の皆様のご意見やニーズを把握し，この仕組みづくりのために，石岡市と石岡市社会福祉協議会が策定する「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の参考とするため，このアンケート調査を実施しました。

（2）調査方法と回収状況

調査対象者	石岡市内に居住する18歳以上の男女2,000人
サンプル数	2,000人（無作為抽出）
有効回収数	881通
有効回答率	44.1%
調 査 方 法	調査票を郵送の上，記入後に郵送で回収
調 査 期 間	平成23年10月26日（水）～平成23年11月10日（木）
調 査 地 域	石岡市内全域
調査基準日	平成23年10月１日現在

中学校区	石岡	府中	城南	国府	園部	有明	柿岡	八郷南	無回答	合計
対象人数	14,399	14,467	6,279	6,692	5,460	4,148	9,619	4,572	—	65,636
送付数	440	440	192	204	166	126	292	140	—	2,000
回収数	210	190	78	78	75	46	119	56	29	881
回答率	47.72	43.18	40.63	38.24	45.24	36.50	40.75	40.00	—	44.05

（3）調査項目

	設問の柱	主な内容
1	回答者の属性	性別，年齢，職業，家族構成，居住地区，居住期間
2	地域との関わり	「地域」の範囲，地域の人たちとの付きあい（現状，満足度，理想），悩みや不安，相談相手
3	地域との支えあいに関する考え	地域の人たちへの援助，地域で困っている世帯への対応，地域満足度，参加している地域活動，参加していない理由，参加したい地域活動，東日本大震災時に地域で実施した活動（個人，地域），災害時に行いたい活動，災害時に期待する活動，支えあいの仕組みづくりに必要なこと
4	地域福祉のあり方	住みやすくするために地域の人たちが取り組むこと，民生委員児童委員の認知状況，東日本大震災時の民生委員児童委員の活動内容の認知，社会福祉協議会の認知状況，社会福祉協議会の活動・支援として充実してほしいもの，東日本大震災時の社会福祉協議会の活動内容の認知，社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係，市の福祉情報の入手先，地域福祉向上のために市が充実させるべきこと

1　回答者の属性

(1) 性別

問1　あなたの性別をお答えください。(どちらかに○)

性別については，「男性」が44.0%，「女性」が53.0%となっており，女性の方がやや多くなっています。

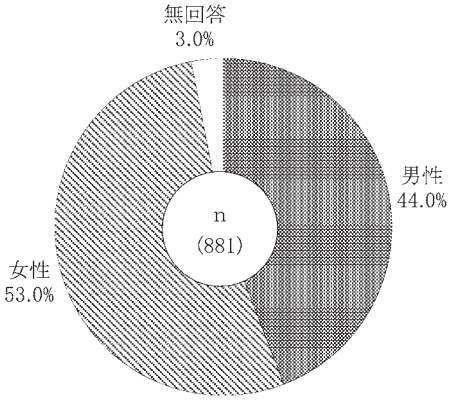

※nは，各設問に対する回答者数です。

(2) 年齢

問2　平成23年10月1日現在のあなたの年齢は何歳ですか。(○は1つだけ)

年代については，「60代」が21.7%と最も高く，次いで「70代」が16.8%，「50代」が16.2%となっています。

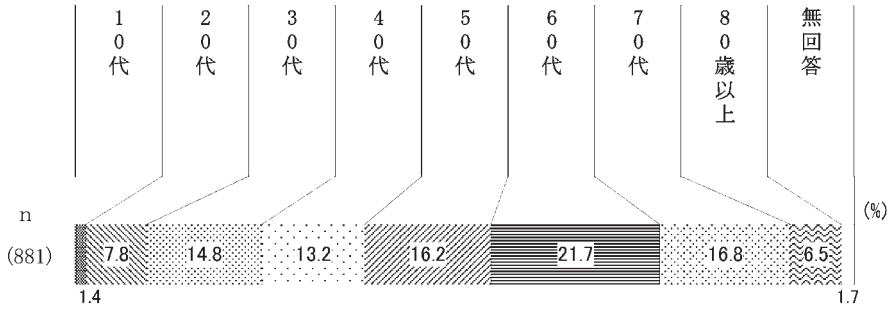

(3) 職業

問3　あなたのご職業はなんですか。(ご職業を2つ以上お持ちの方は，収入が多い方を優先させてください。)

職業については，「無職」が28.3%と最も高く，次いで「会社員，公務員，団体職員」が27.8%，「専業主婦(主夫)」が12.4%となっています。

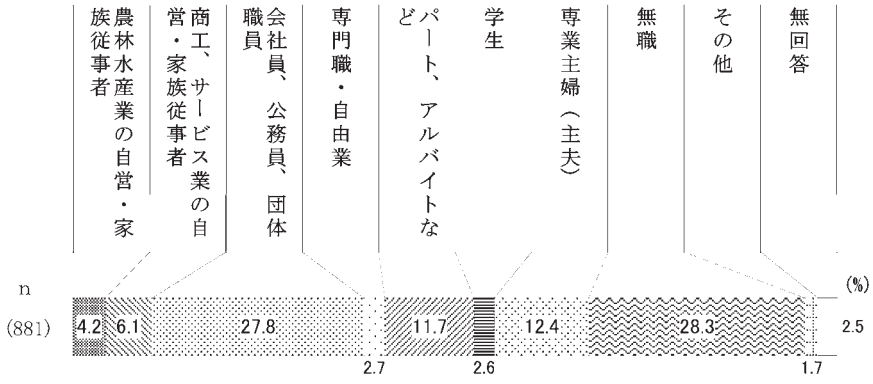

(4) 家族構成

問4　あなたの家族構成はどのようになっていますか。(○は1つだけ)

家族構成については,「二世帯の世帯」が34.1%と最も高く,次いで「夫婦のみの世帯」が23.6%,「三世代の世帯」が12.1%となっています。

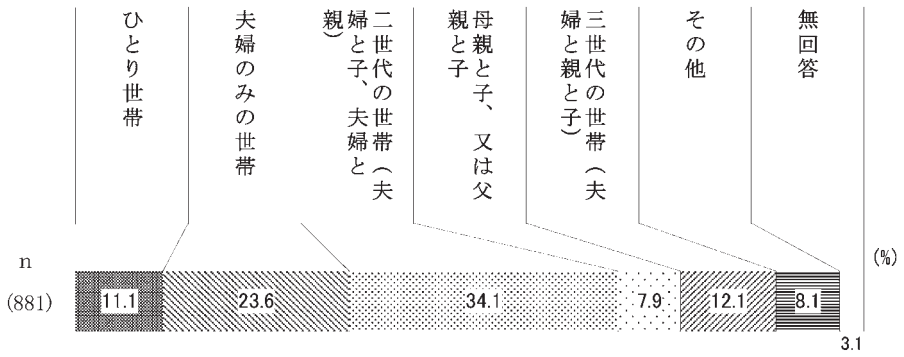

(5) 居住地区（中学校区）

問5　あなたのお住まいの中学校区はどこですか。(○は1つだけ)

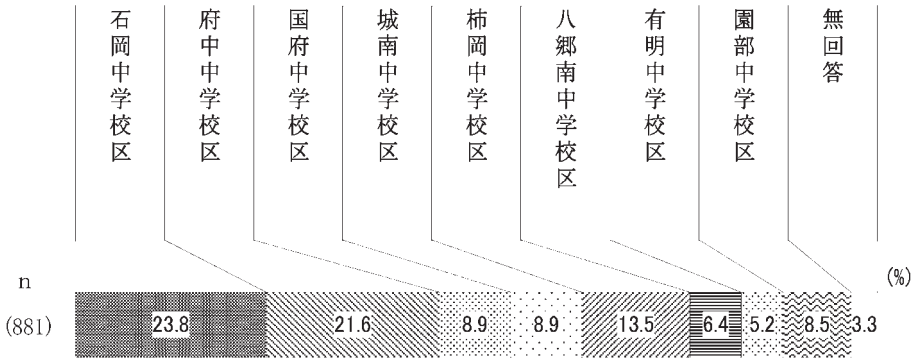

中学校区	石岡	府中	城南	国府	園部	有明	柿岡	八郷南	無回答	合計
対象人数	14,399	14,467	6,279	6,692	5,460	4,148	9,619	4,572	—	65,636
送付数	440	440	192	204	166	126	292	140	—	2,000
回収数	210	190	78	78	75	46	119	56	29	881
回答率	47.7	43.2	40.6	38.2	45.2	36.5	40.8	40.0	—	44.1

住んでいる地区については,回答者に占める割合では「石岡中学校区」が23.8%と最も高く,次いで「府中中学校区」が21.6%,「柿岡中学校区」が13.5%となっています。

送付数に対する回収率でも「石岡中学校区」が47.7%と最も高く,次いで「園部中学校区」が45.2%,「府中中学校区」が43.2%となっています。

（6）居住期間

問６　今の学校区に何年住んでいますか。（○は１つだけ）

今の学校区に何年住んでいるかについては，「20年以上」が66.1％と最も高く，次いで「10～20年未満」が14.4％となっています。

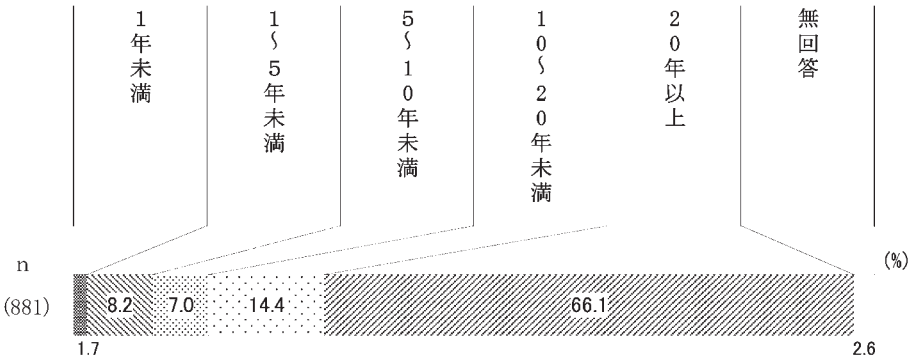

2　地域との関わり

(1)「地域」の範囲

問７　あなたの考える「地域」の範囲をお答えください。(○は１つだけ)

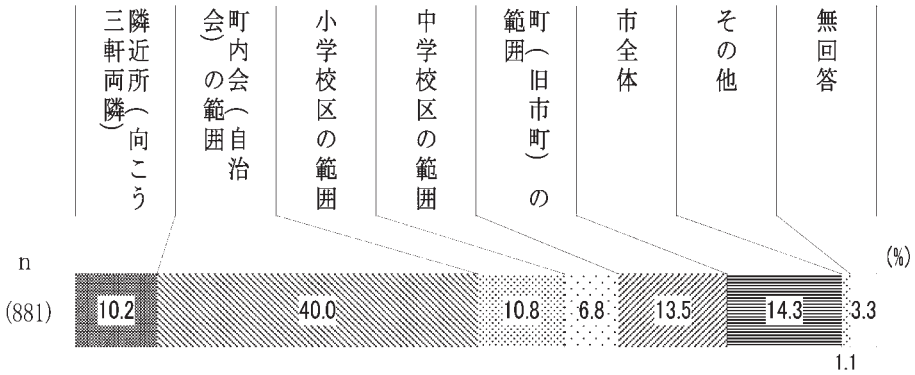

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
隣近所	—	13.0	6.2	2.6	3.5	9.9	20.9	26.3
町内会	16.7	23.2	26.9	37.9	45.5	51.8	45.3	40.4
小学校区	8.3	13.0	15.4	15.5	12.6	12.0	4.1	—
中学校区	33.3	7.2	10.8	12.9	7.0	2.6	3.4	3.5
旧市町	16.7	20.3	16.9	12.9	17.5	9.4	10.1	14.0
市全体	25.0	21.7	20.8	14.7	13.3	11.5	14.2	3.5
その他	—	—	2.3	0.9	0.7	1.0	0.7	3.5
無回答	—	1.4	0.8	2.6	—	1.6	1.4	8.8

地域の範囲としては，「町内会（自治会）の範囲」が40.0%で最も高く，以下「市全体」(14.3%)，「町（旧市町）の範囲」(13.5%）の順で続いています。

年代別でみると，若い方ほど「市全体」や「町（旧市町)」が高く，年齢が高い方ほど「町内会（自治会）の範囲」や「隣近所（向こう三軒両隣)」が高くなっています。

(2) 地域の人たちとのつきあい（現状）

問８　あなたが考えておられる地域の人たちと，ふだんどんなつきあいをしていますか。（◯は１つだけ）

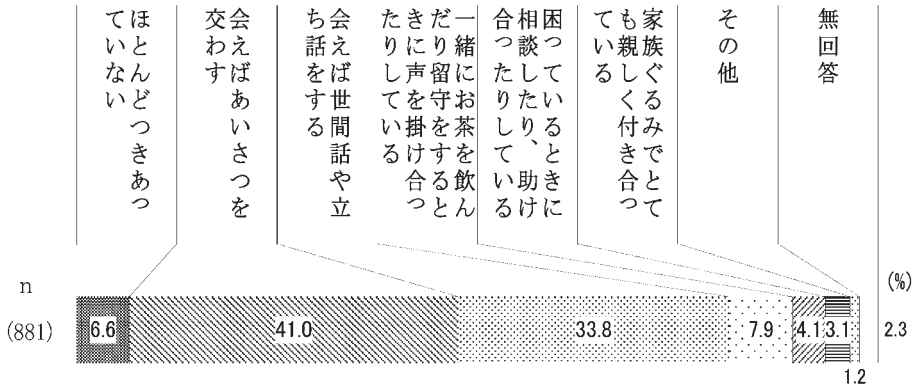

	ほとんどつきあっていない	会えばあいさつを交わす	会えば世間話や立ち話しをする	一緒にお茶を飲んだり声を掛け合う	相談したり，助け合ったりしている	家族ぐるみで親しく付き合っている	その他	無回答
10代	8.3	91.7	—	—	—	—	—	—
20代	11.6	71.0	15.9	—	—	—	1.4	—
30代	12.3	56.9	23.8	2.3	2.3	0.8	1.5	—
40代	6.9	53.4	25.0	2.6	6.0	2.6	—	3.4
50代	3.5	44.8	35.0	9.1	0.7	4.9	0.7	1.4
60代	3.7	24.1	44.5	12.6	6.3	3.7	2.6	2.6
70代	3.4	23.6	44.6	14.2	6.1	3.4	1.4	3.4
80歳以上	8.8	28.1	36.8	7.0	7.0	7.0	—	5.3

	ほとんどつきあっていない	会えばあいさつを交わす	会えば世間話や立ち話しをする	一緒にお茶を飲んだり声を掛け合う	相談したり，助け合ったりしている	家族ぐるみで親しく付き合っている	その他	無回答
隣近所	10.0	28.9	42.2	8.9	2.2	4.4	1.1	2.2
町内会	4.5	39.2	36.9	11.1	4.5	1.1	0.6	2.0
小学校区	2.1	49.5	34.7	4.2	3.2	4.2	1.1	1.1
中学校区	10.0	48.3	28.3	6.7	5.0	—	—	1.7
旧市町	5.9	42.9	31.9	4.2	5.0	8.4	—	1.7
市全体	8.7	47.6	25.4	6.3	4.8	3.2	3.2	0.8
その他	20.0	10.0	40.0	—	—	—	—	—

地域の人たちとのつきあいについては,「会えばあいさつを交わす」が41.0%で最も高く，これに「会えば世間話や立ち話をする」が33.8%で次いでいます。

年代別にみると,「会えばあいさつを交わす」が10代では91.7%，20代では71.0%をしめ,「会えば世間話や立ち話をする」が60代と70代で高くなっています。

「地域」の範囲でみると,「会えばあいさつを交わす」が小学校区・中学校区・旧市町・市全体で高く,「会えば世間話や立ち話をする」が隣近所・町内会で高くなっています。

(3) 地域の人たちとのつきあいの満足度

問9　あなたは，地域の人たちとの今のつきあいに，満足していますか。(○は1つだけ)

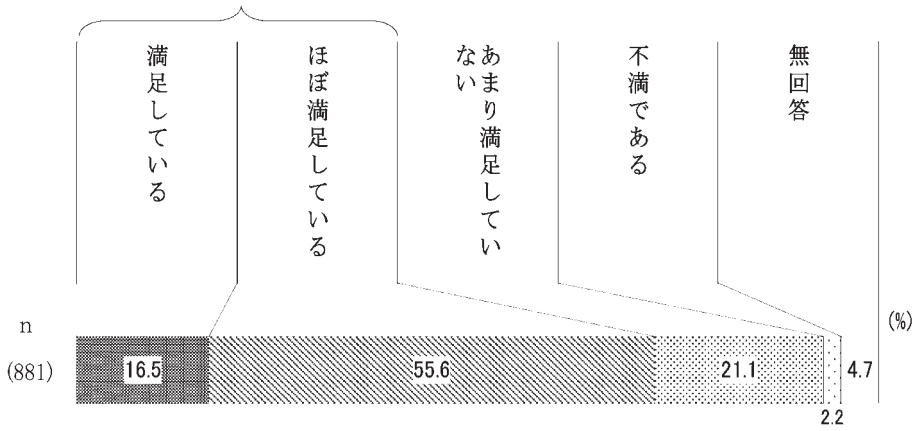

年　齢	加重平均値
全体	3.31
10代	3.75
20代	3.09
30代	3.14
40代	2.00
50代	3.61
60代	3.58
70代	3.44
80歳以上	4.49

居住地区	加重平均値
全　体	3.31
石岡中学校区	3.26
府中中学校区	3.20
国府中学校区	3.16
城南中学校区	2.64
柿岡中学校区	4.69
八郷南中学校区	2.40
有明中学校区	3.80
園部中学校区	2.54

地域の範囲	加重平均値
全　体	3.31
隣近所	3.99
町内会	3.46
小学校区	3.17
中学校区	2.12
旧市町	4.18
市全体	2.52

地域の人たちのつきあいについて,「満足している」が16.5%で，これに「ほぼ満足している」(55.6%) を合わせた《満足度》は72.1%となっています。一方,「あまり満足していない」は21.1%,「不満である」は2.2%となっています。

加重平均値でみると，年齢では，40代以下の方の満足度が少なく，50代以上の方の満足度が高くなっています。居住地区では，柿岡中学校区・有明中学校区が高く，八郷南中学校区・園部中学校区・城南中学校区が低くなっています。地域の範囲では，旧市町と隣近所・町内会が高く，市全体・中学校区が低くなっています。

(4) 地域の人たちとのつきあい（理想）

問10　地域の人たちとのつきあいについて，あなたの考えに近いものを選んでください。（○は 1 つだけ）

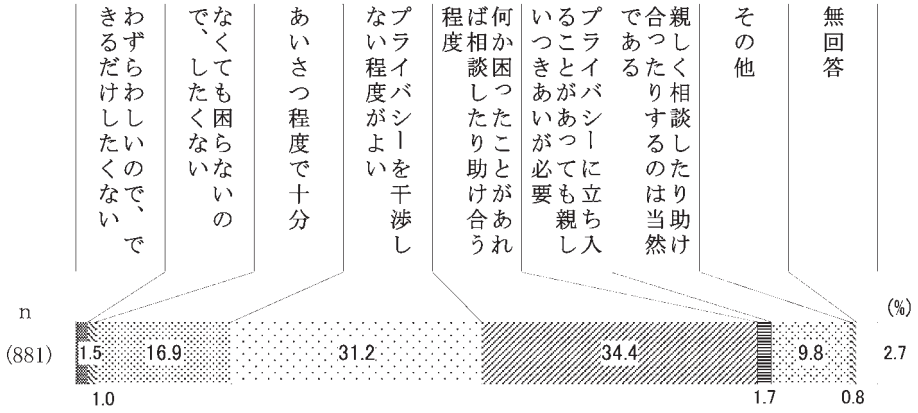

地域の人たちとのつきあいの理想としては，「何か困ったことがあれば相談したり助けあう程度」（34.4%）と「プライバシーを干渉しない程度がよい」（31.2%）の 2 項目がとくに高くなっています。また，「あいさつ程度で十分」も 16.9%を占めています。

(5) 暮らしの中での悩みや不安

問11　あなたは，毎日の暮らしの中で，どんな悩みや不安を感じていますか。（○は 3 つまで）

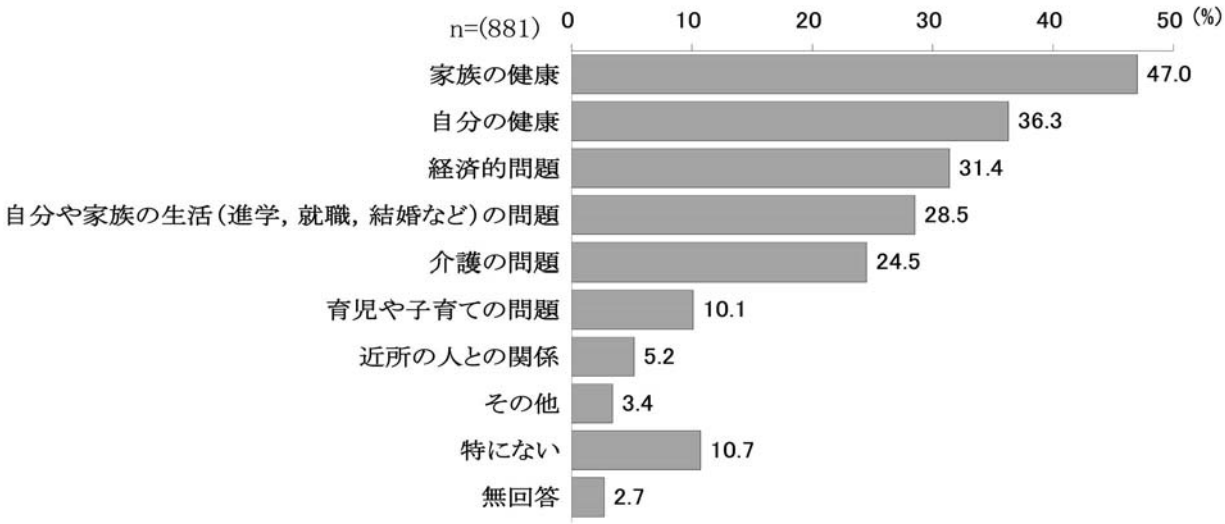

暮らしの中での悩みや不安としては，「家族の健康」が 47.0%を占めて最も高く，以下「自分の健康」（36.3%），「経済的問題」（31.4%），「自分や家族の生活（進学，就職，結婚など）の問題」（28.5%）の順で続いています。

(6) 悩みや不安の相談をしたい相手

問12　あなたは，悩みや不安について，誰に相談したいですか。(○は3つまで)

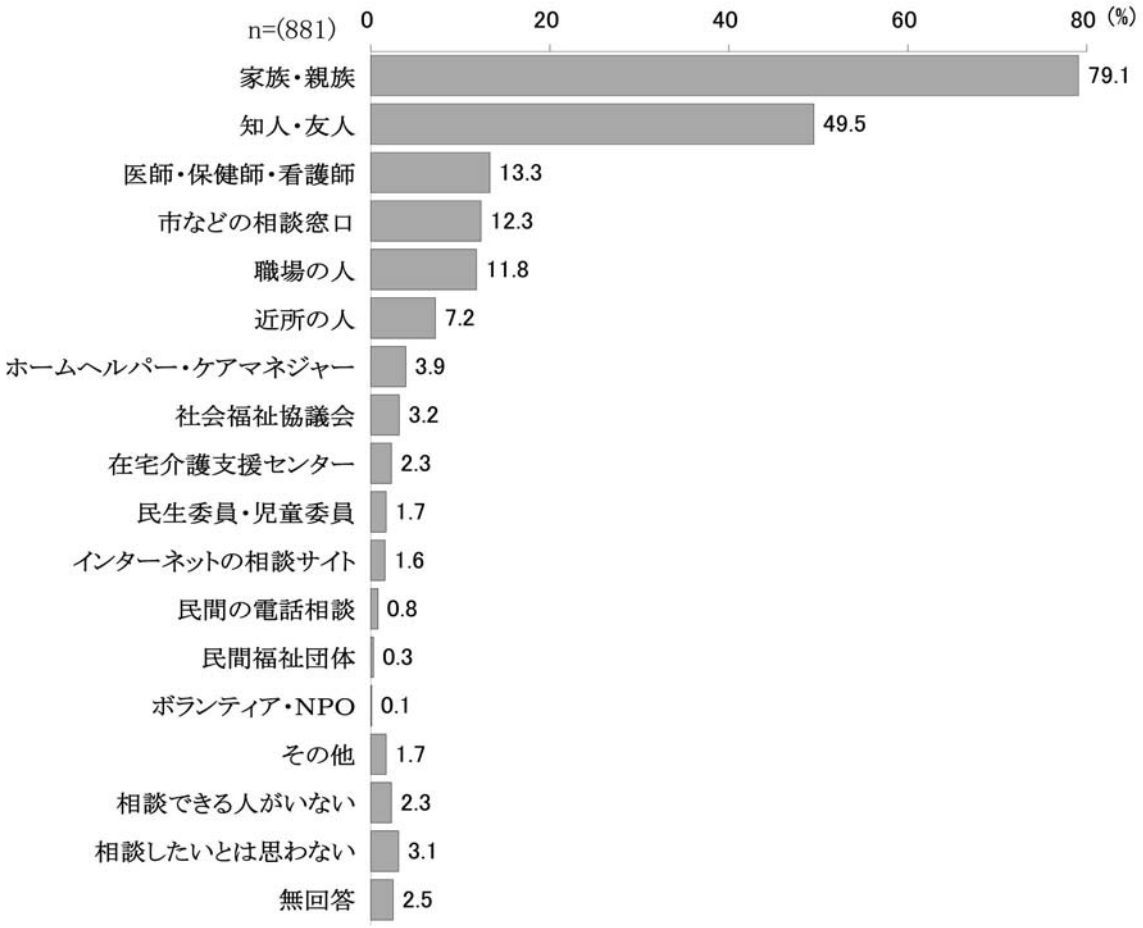

悩みや不安を相談したい相手としては，「家族・親族」が79.1%で最も高く，以下「知人・友人」(49.5%)，「医師・保健師・看護師」(13.3%) の順で続いています。

3　地域の支えあいに関する考え

(1) 地域の人たちへの援助

問13　あなたは，同じ地域の人たちから頼まれたら，どんなことができますか。
（あてはまるものすべてに○）

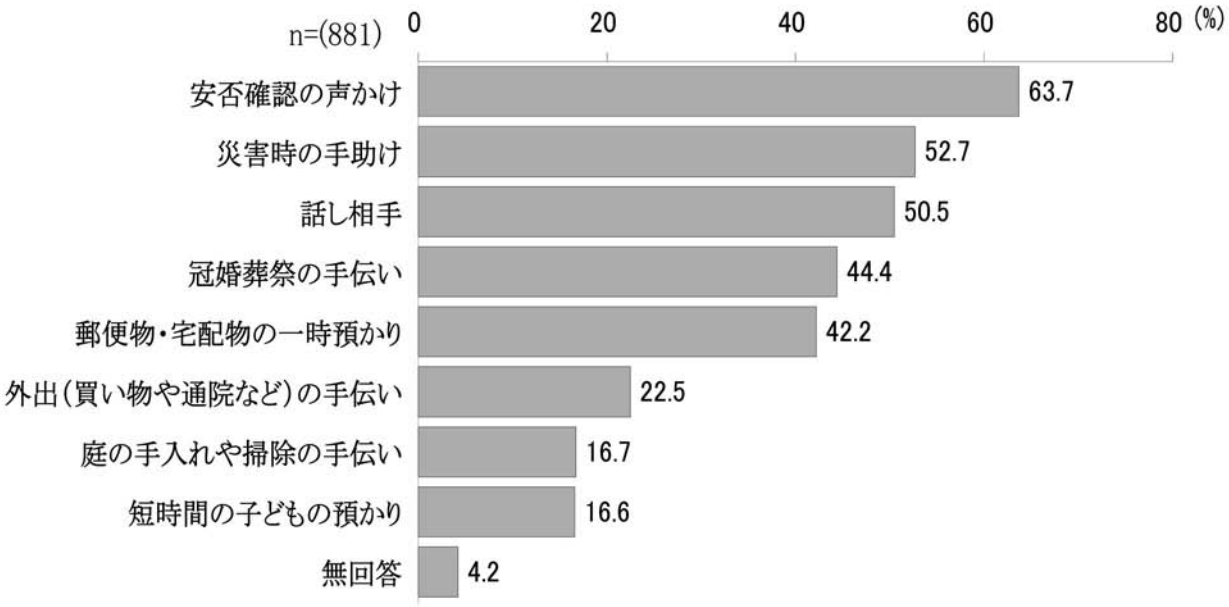

地域の人たちへの援助としては，「安否確認の声かけ」が63.7%で最も高く，以下「災害時の手助け」（52.7%），「話し相手」（50.5%）の順で続いています。

（２）地域の高齢者や障がい者など困っている世帯への対応

問14　あなたと同じ地域で，高齢者や障がい者，子育てなどで困っている世帯があったら，どうしますか。（○は１つだけ）

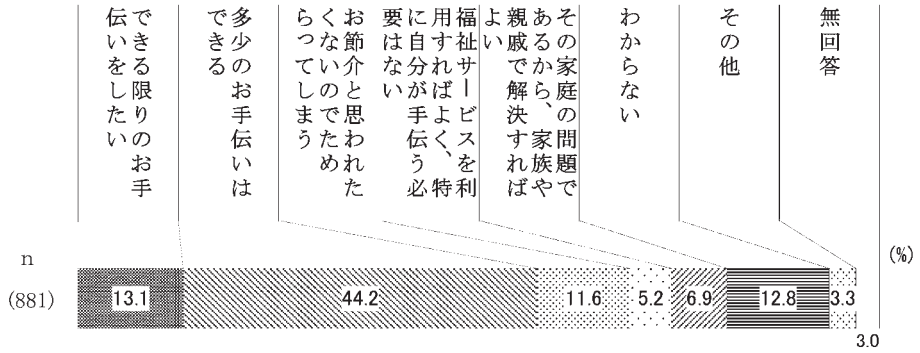

地域の範囲	できる限りのお手伝いをしたい	多少のお手伝いはできる	お節介と思われたくないのでためらってしまう	福祉サービスを利用すればよく，特に自分が手伝う必要はない	その家庭の問題であるから，家族や親戚で解決すればよい	わからない	その他	無回答
全　　体	13.1	44.2	11.6	5.2	6.9	12.8	3.3	3.0
隣 近 所	23.3	30.0	3.3	5.6	12.2	21.1	1.1	3.3
町 内 会	9.7	48.6	11.9	5.7	5.7	11.9	3.7	2.8
小学校区	14.7	49.5	12.6	4.2	4.2	9.5	4.2	1.1
中学校区	11.7	43.3	18.3	6.7	6.7	8.3	5.0	—
旧 市 町	15.1	47.9	10.1	3.4	10.9	8.4	2.5	1.7
市 全 体	13.5	40.5	15.9	4.0	6.3	16.7	3.2	—
そ の 他	10.0	10.0	—	10.0	—	30.0	10.0	30.0

地域の高齢者や障がい者など困っている世帯への対応については，「多少のお手伝いはできる」が44.2%と半数近くを占め，最も高くなっています。

地域の範囲からみると，隣近所とした方で「多少のお手伝いはできる」が高くなっています。

(3) 地域満足度

問15　あなたは，今住んでいる地域について，下にあげたそれぞれのことについて満足していますか，それとも不満ですか。（各項目の番号に１つだけ○）

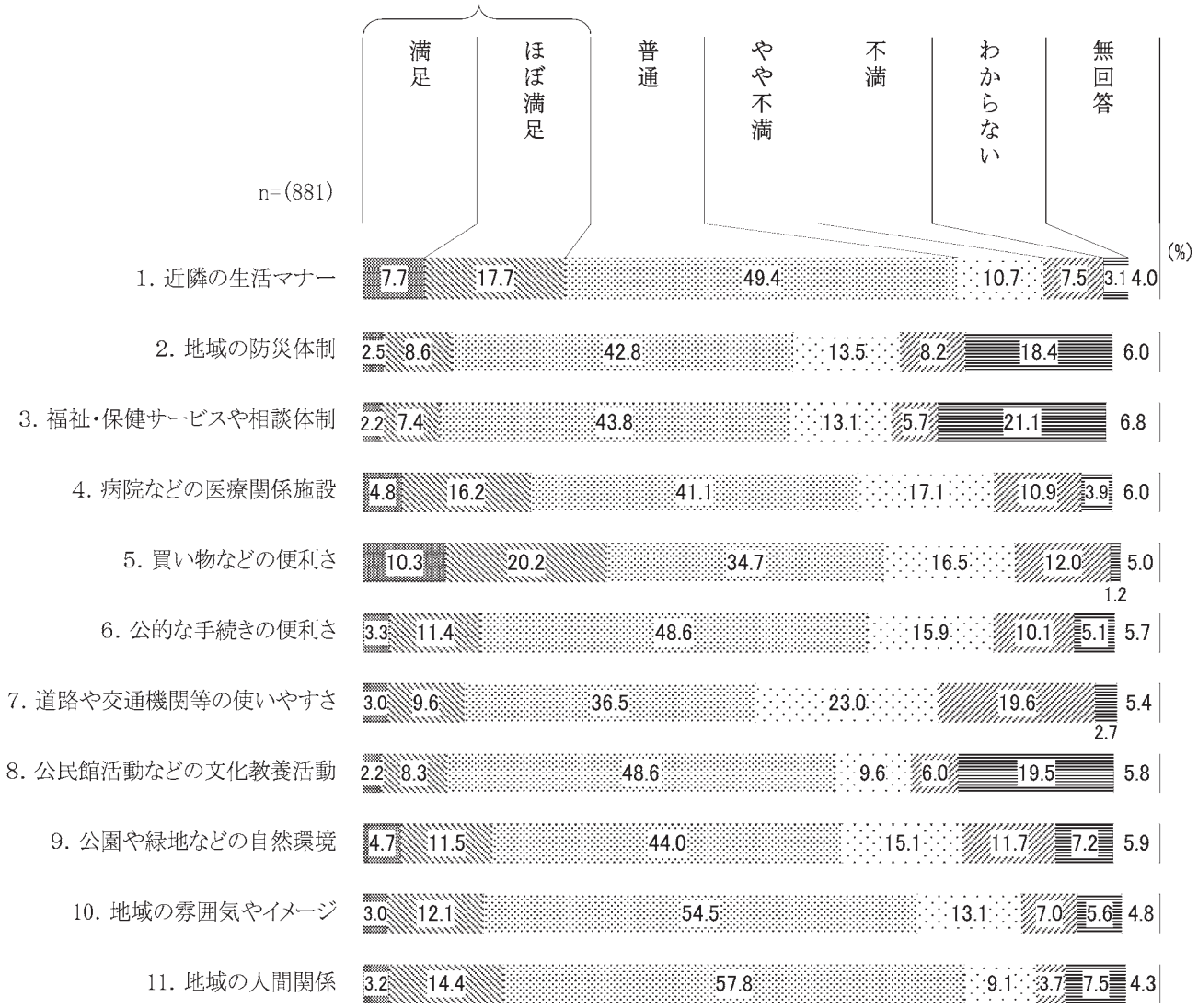

地域の満足度を，「満足」と「ほぼ満足」を合わせた《満足度》の高い順に整理すると，「買い物などの便利さ」が30.5%で最も高く，以下「近隣の生活マナー」（25.4%），「病院などの医療関係施設」（21.0%）の順で続いています。

(4) 参加している地域活動

問16　あなたが今参加しておられる地域活動は，どんなことですか。(○は３つまで)

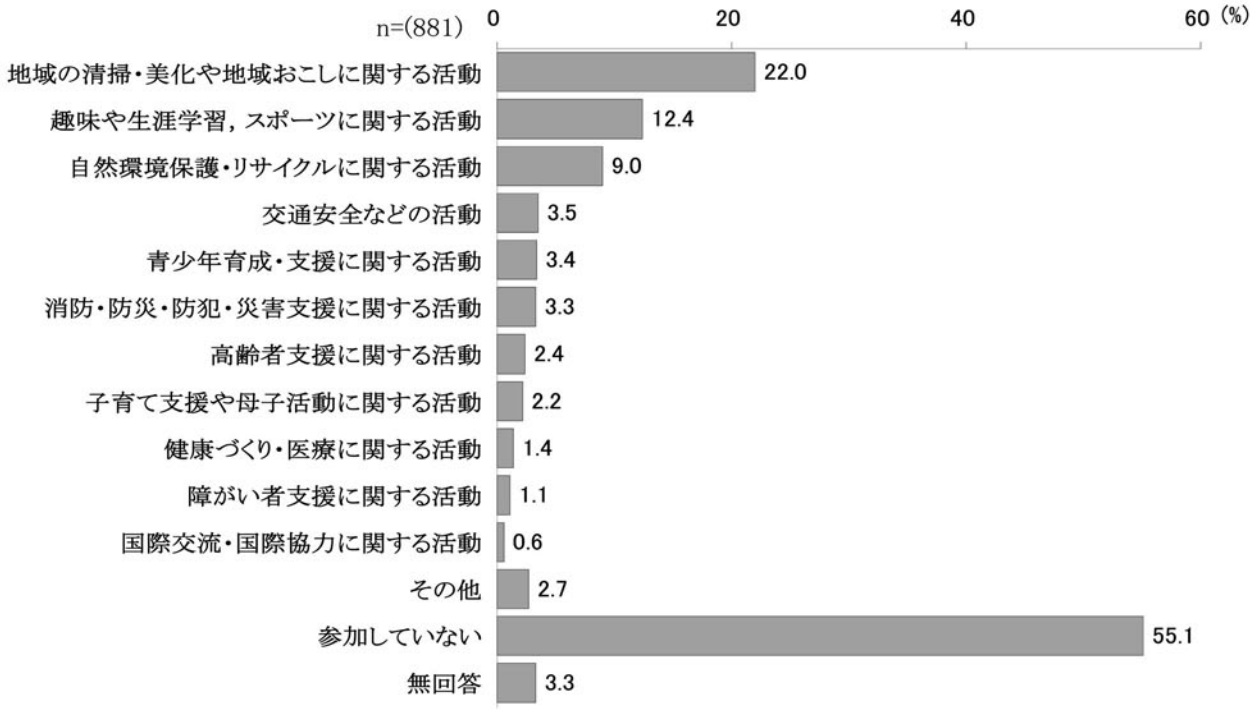

参加している地域活動としては，「地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動」が22.0%で最も高く，以下「趣味や生涯学習，スポーツに関する活動」(12.4%)，「自然環境保護・リサイクルに関する活動」(9.0%)の順で続いています。

(5) 地域活動に参加していない理由

(問16で「参加していない」と回答された方にお聞きします。)

問16-1　その理由を１つ選んでください。

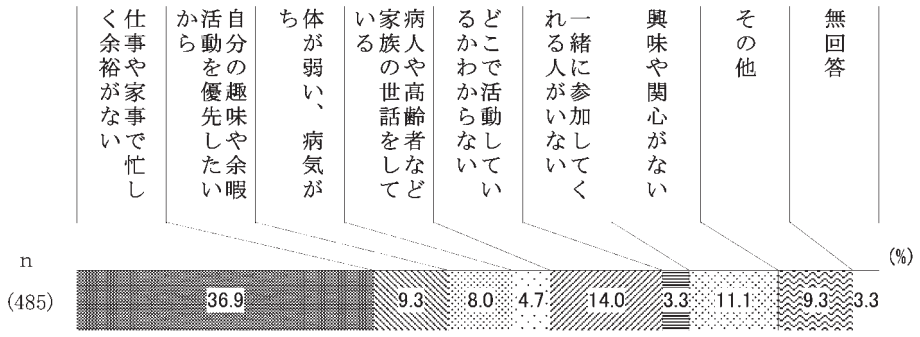

地域活動に参加していない理由としては，「仕事や家事で忙しく余裕がない」が36.9%で最も高く，以下「どこで活動しているかわからない」(14.0%)，「興味や関心がない」(11.1%)の順で続いています。

（6）参加したい地域活動

（問 16 で「参加していない」と回答された方にお聞きします。）

問16-2　もしこれから参加するとしたら，どんな活動に参加したいですか。（○は 1 つだけ）

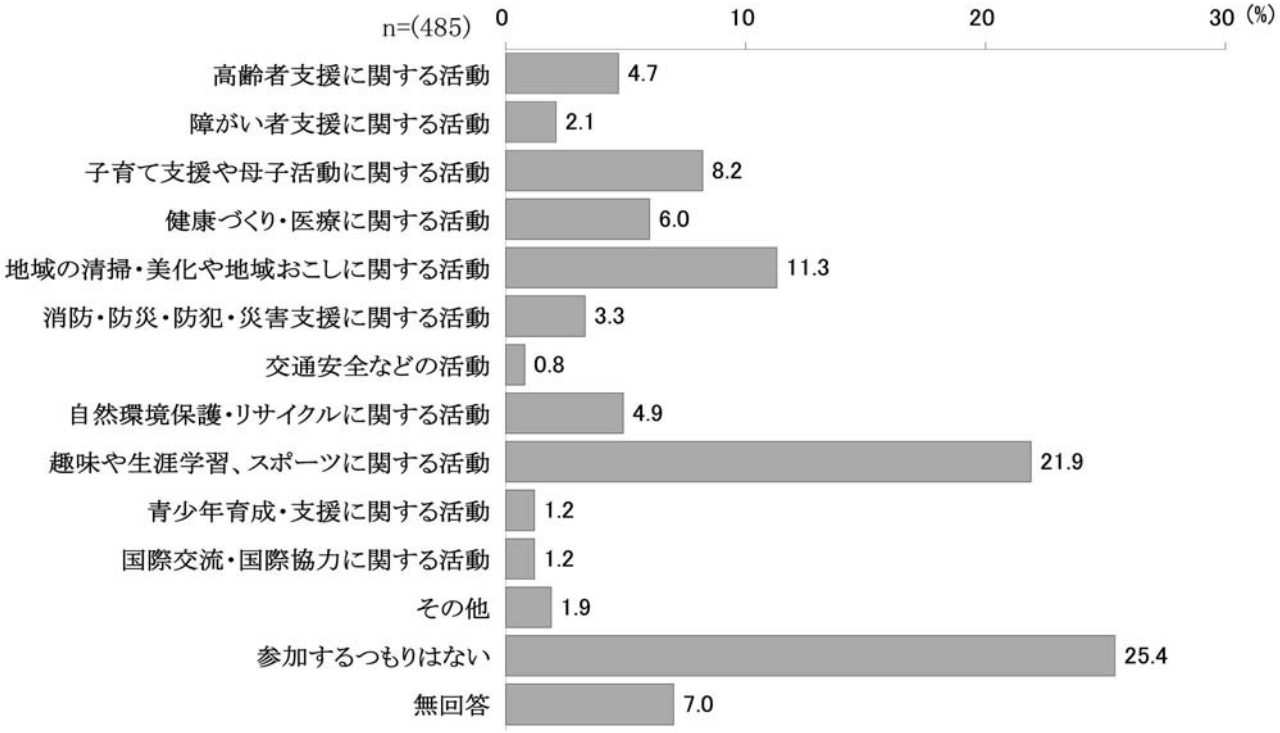

参加したい地域活動としては，「趣味や生涯学習，スポーツに関する活動」が21.9%で最も高く，これに「地域の清掃・美化や地域おこしに関する活動」が11.3%で次いでいます。

(7) 東日本大震災時に地域で実施していた活動

問17　あなたは，今年3月11日に発生した東日本大震災のとき，あなたが今住んでおられる地域でどんな活動をしましたか。(あてはまるものすべてに○)

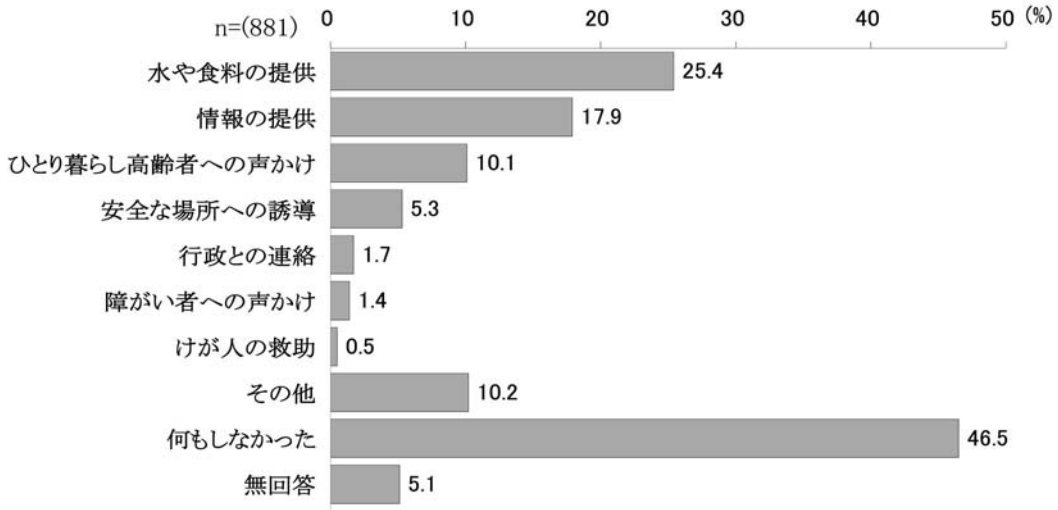

東日本大震災時に地域で実施していた活動としては,「水や食料の提供」が25.4%で最も高く，以下「情報の提供」(17.9%),「ひとり暮らし高齢者への声かけ」(10.1%) の順で続いていますが,「何もしなかった」が46.5%ありました。

(8) 災害時に行いたい地域活動

問18　あなたは，東日本大震災のような災害にあったとしたら，あなたが今住んでおられる地域でどんな活動をしたいと思いますか。(○は3つまで)

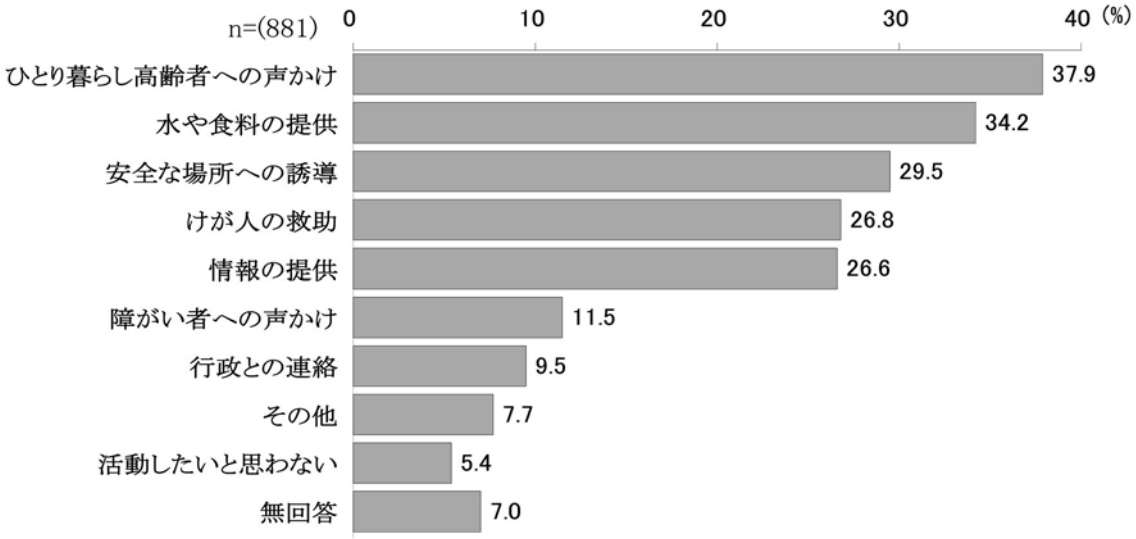

災害時に行いたい地域活動としては,「ひとり暮らし高齢者への声かけ」が37.9%で最も高く，以下「水や食料の提供」(34.2%),「安全な場所への誘導」(29.5%) の順で続いています。

問17で「何もしなかった」が46.5%ありましたが，問18では「活動したいと思わない」が5.4%に減少しています。

(9) 東日本大震災時に地域で実施していた活動

問19　あなたが住んでおられる地域で，東日本大震災のとき，どんな活動をしていましたか。(あてはまるものすべてに○)

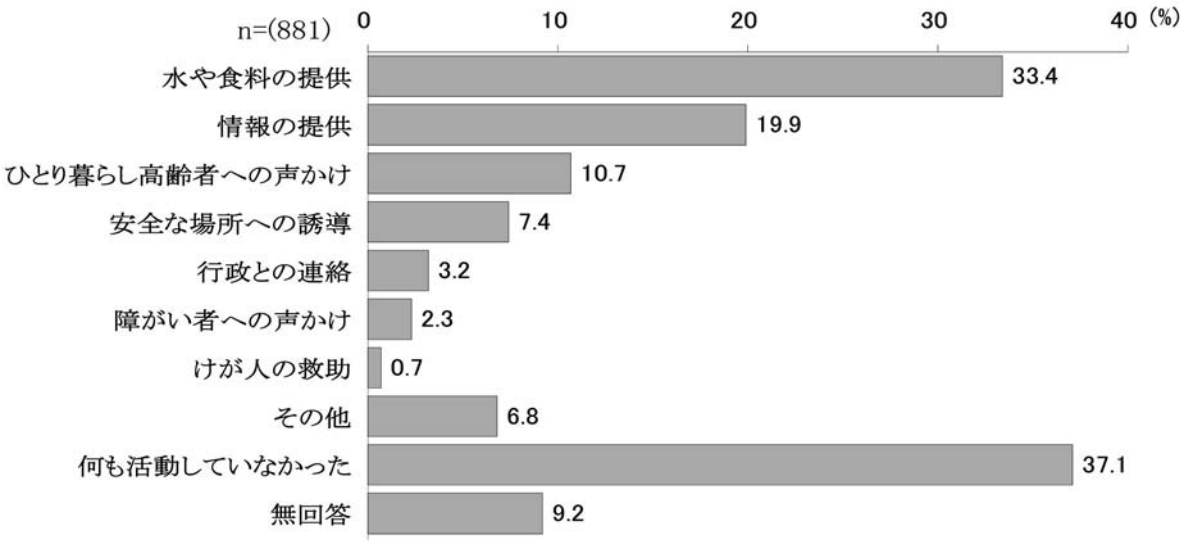

東日本大震災時に地域で実施していた活動としては,「水や食料の提供」が33.4%で最も高く，以下「情報の提供」(19.9%),「ひとり暮らし高齢者への声かけ」(10.7%) の順で続いています。

(10) 災害時に期待する地域活動

問20　あなたが今住んでおられる地域に東日本大震災のような災害があったとしたら,地域にどんな活動を期待しますか。(○は 3 つまで)

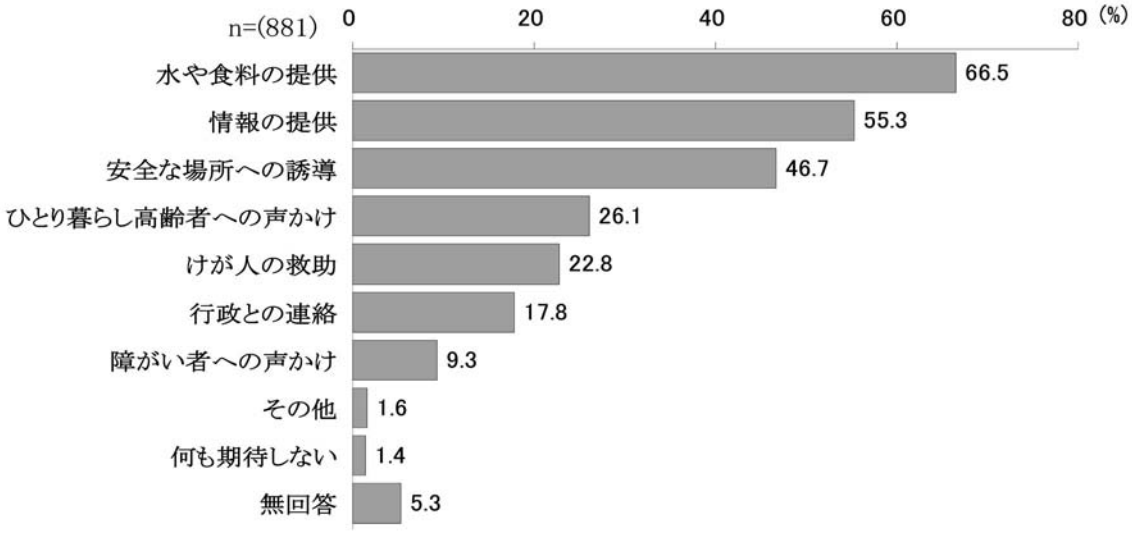

災害時に期待する地域活動としては,「水や食料の提供」が 66.5%で最も高く，以下「情報の提供」(55.3%),「安全な場所への誘導」(46.7%) の順で続いています。

（11）地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこと

問 21　地域の支えあいの仕組みづくりで，あなたが特に必要だと思うことはどんなことですか。（○は 3 つまで）

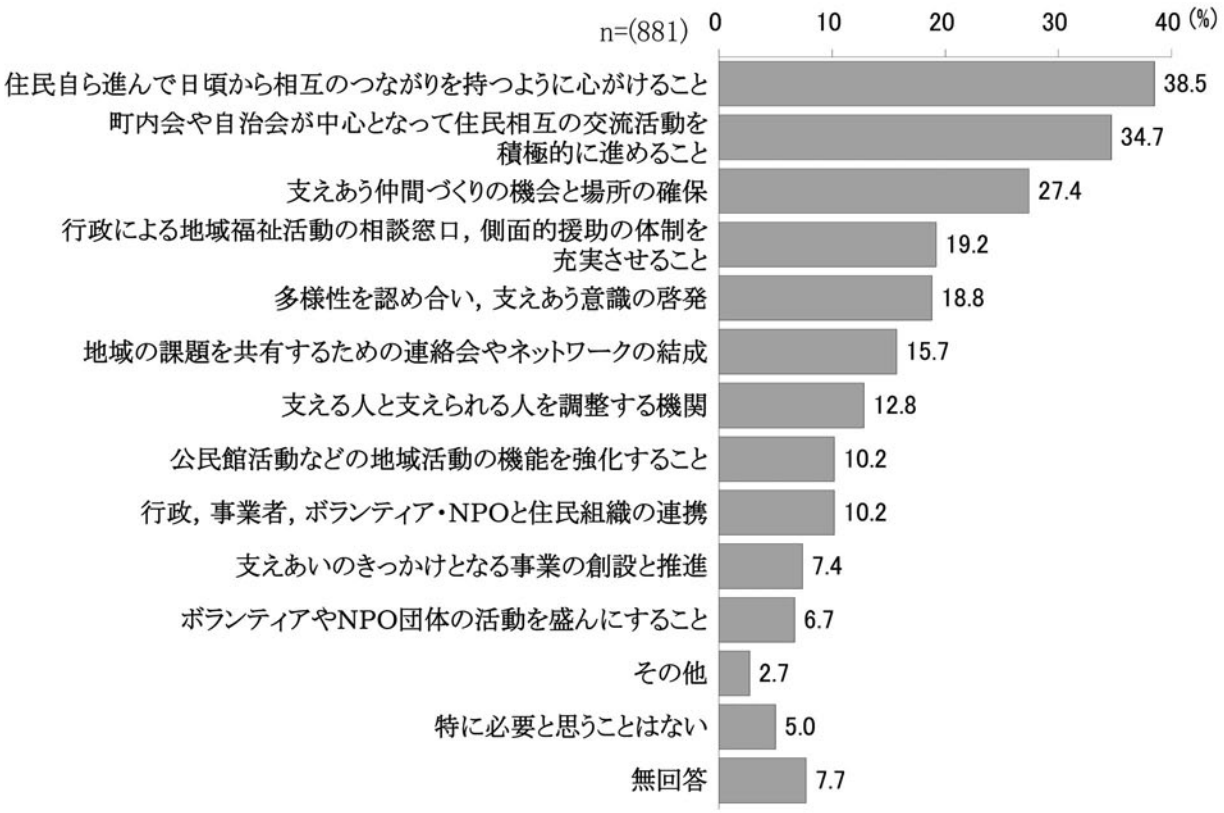

地域の支えあいの仕組みづくりで必要だと思うこととしては，「住民自ら進んで日頃から相互のつながりを持つように心がけること」が 38.5％で最も高く，以下「町内会や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」（34.7％），「支えあう仲間づくりの機会と場所の確保」（27.4％）の順で続いています。

4　地域福祉のあり方

(1) 地域を住みやすくするために，地域の人たちが取り組むこと

問 22　あなたは，地域を住みやすくするために，これから地域の人たちが協力して，取り組んでいくことが特に必要だと考えていることはどんなことですか。
(○は 3 つまで)

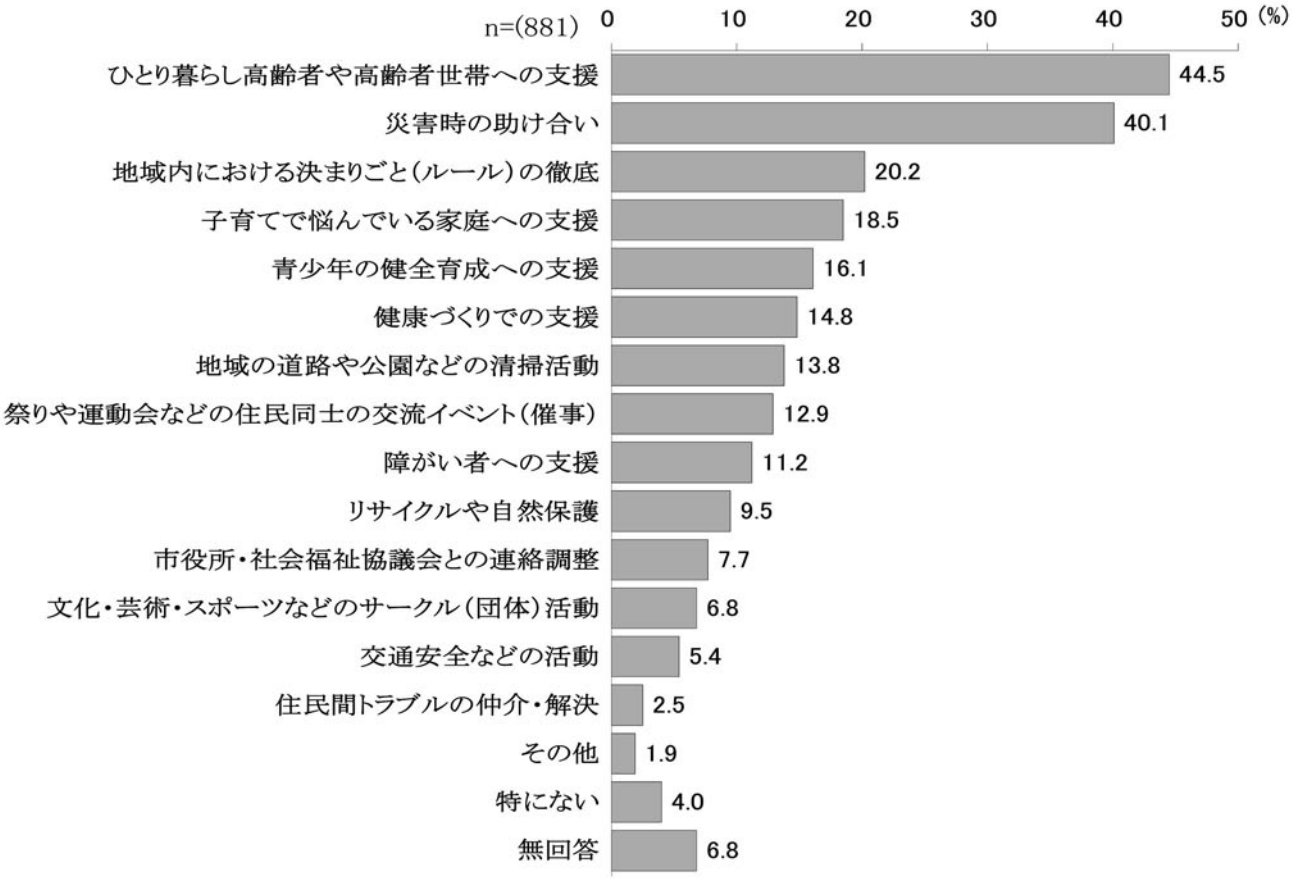

地域を住みやすくするために,地域の人たちが取り組むこととしては,「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」(44.5%) と「災害時の助け合い」(40.1%) の 2 項目が,いずれも 4 割を超えて，とくに高くなっています。

(2) 地域の民生委員児童委員の認知状況

問23　あなたが今住んでおられる地域の民生委員児童委員をご存じですか。(どちらかに○)

地域の民生委員児童委員を「知っている」は33.8%,「知らない」は57.7%となっています。

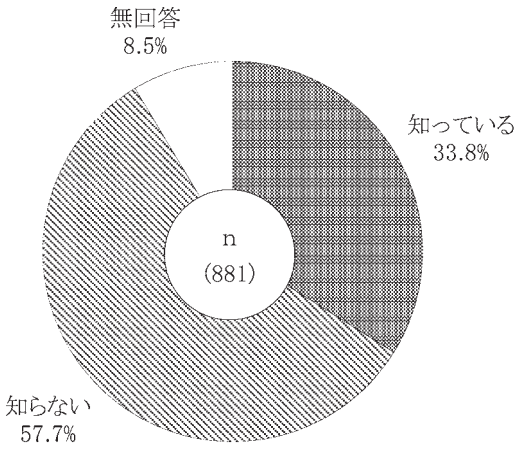

(3) 民生委員児童委員の活動の認知状況

問24　民生委員児童委員は，社会奉仕の精神をもって，誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざして，様々な活動に取り組んでいます。民生委員児童委員が行う活動として，あなたがご存じのものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

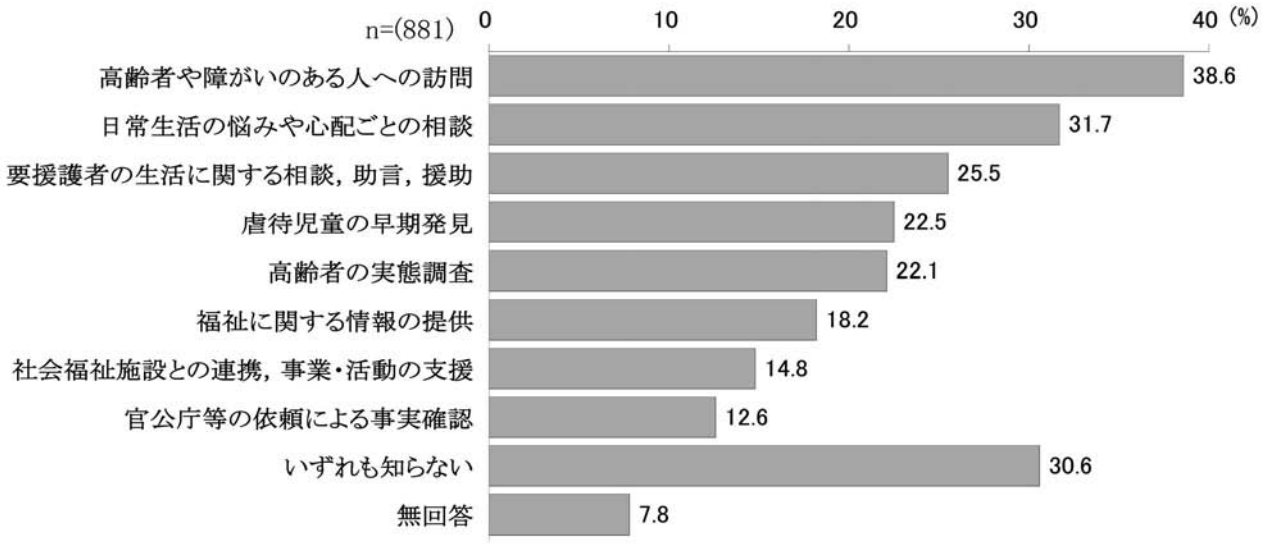

地域の民生委員児童委員の活動内容として認知していることは,「高齢者や障がいのある人への訪問」が38.6%で最も高く，以下「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(31.7%),「要援護者の生活に関する相談，助言，援助」(25.5%) の順で続いています。

(4) 東日本大震災時の民生委員児童委員の活動内容の認知

問 25　平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のとき，あなたの地域の民生委員児童委員がどんな活動をしていたかご存じですか。(あてはまるものすべてに○)

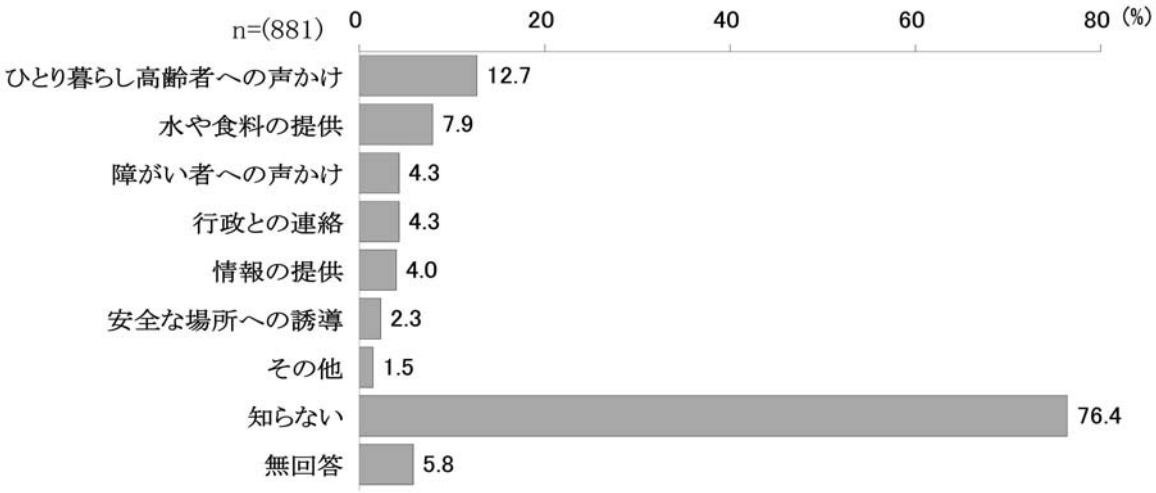

東日本大震災時の民生委員児童委員の活動内容として認知していることは,「ひとり暮らし高齢者への声かけ」(12.7%) がやや高く，これに「水や食料の提供」が 7.9%で次いでいます。一方,「知らない」が 76.4%を占めています。

(5)「社会福祉法人 石岡市社会福祉協議会」の認知状況

問 26　石岡市には，地域福祉を推進し，社会福祉への住民参加を促し意識の高揚を図るための諸活動を行う「社会福祉法人　石岡市社会福祉協議会」があります。あなたは，この組織をご存じですか。(○は 1 つだけ)

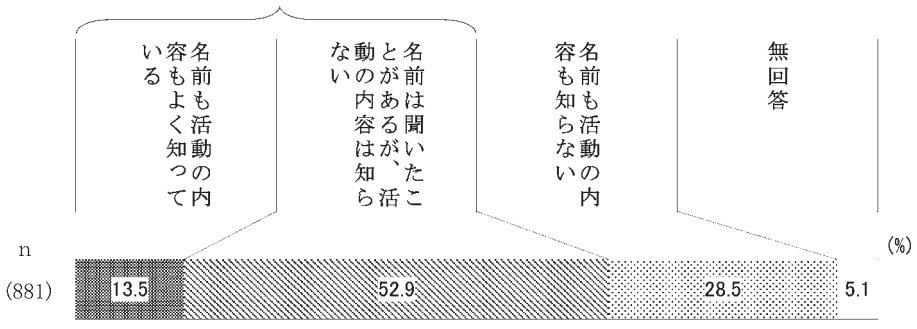

社会福祉協議会について,「名前も活動の内容も知っている」が 13.5%で，これに「名前は聞いたことがあるが, 活動の内容は知らない」の 52.9%を合わせた《周知度》は 66.4%となっています。

(6) 社会福祉協議会の活動や支援として充実してほしいもの

問 27　社会福祉協議会は，地域の様々な福祉課題の解決に向けて活動や支援を行っています。社会福祉協議会が行う活動や支援として，あなたが今後，特に充実してほしいものを選んでください。(○は 3 つまで)

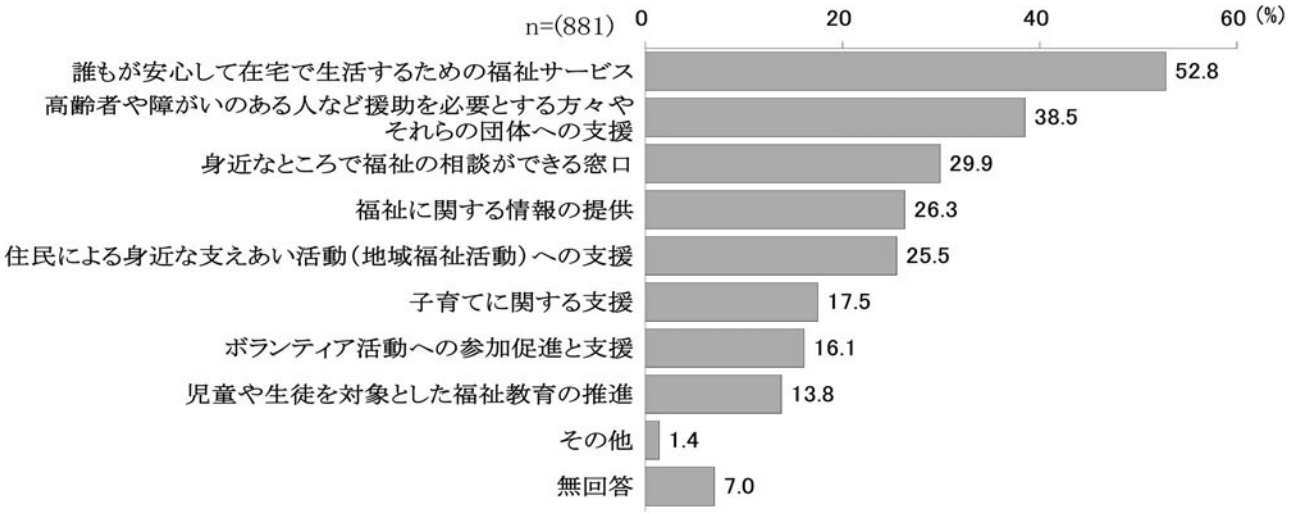

社会福祉協議会の活動や支援として充実してほしいものは,「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が 52.8%で最も高く，以下「高齢者や障がいのある人など援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」(38.5%),「身近なところで福祉の相談ができる窓口」(29.9%) の順で続いています。

(7) 東日本大震災時の社会福祉協議会の活動内容の認知

問 28　あなたは，平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災のとき，石岡市の社会福祉協議会がどんな活動をしていたかご存じですか。(あてはまるものすべてに○)

東日本大震災時の社会福祉協議会の活動内容として認知しているものは,「水や食料の

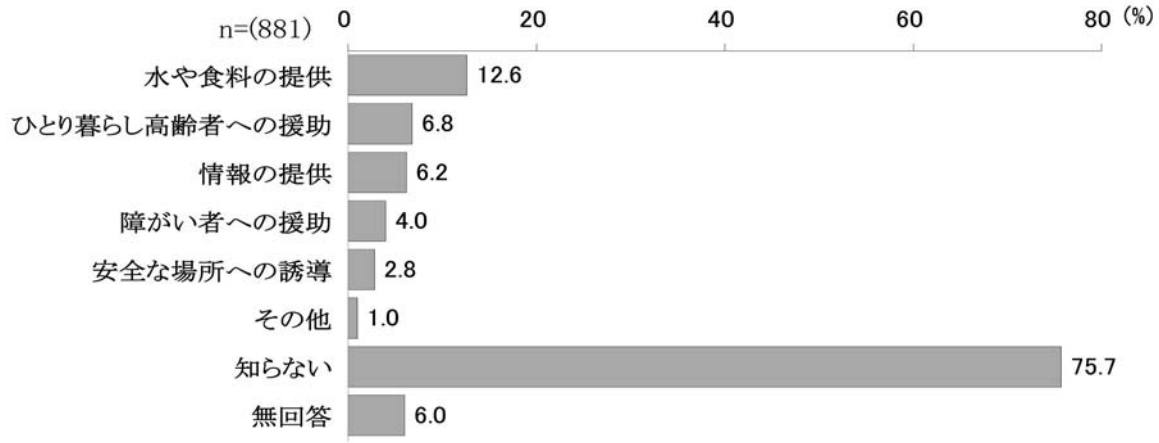

提供」が 12.6%でやや高く，これに「ひとり暮らし高齢者への援助」が 6.8%で次いでいます。一方,「知らない」が 75.7%を占めています。

(8) 社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係

問 29　あなたは，これから，石岡市の社会福祉サービスを充実させていくうえで，行政と地域住民はどんな関係をとっていくべきだとお考えですか。(○は 1 つだけ)

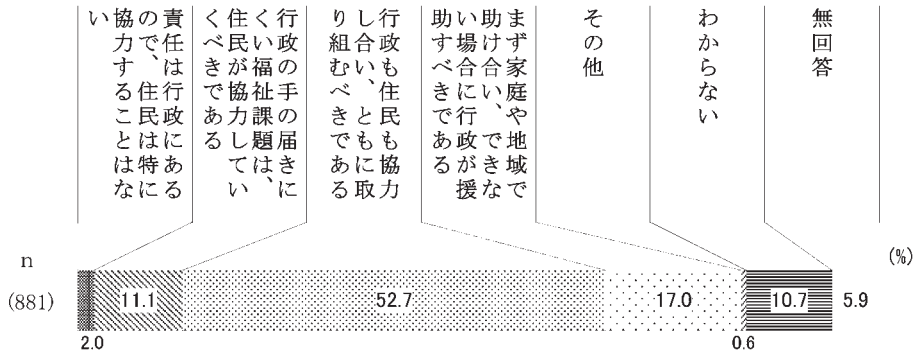

社会福祉サービス充実のための行政と地域住民の関係としては,「行政も住民も協力し合い，ともに取り組むべきである」が 52.7%と過半数を占めています。

(9) 市の福祉に関する情報の入手先

問30　あなたは，市の福祉に関する情報を，どのように入手したいですか。(○は 3 つまで)

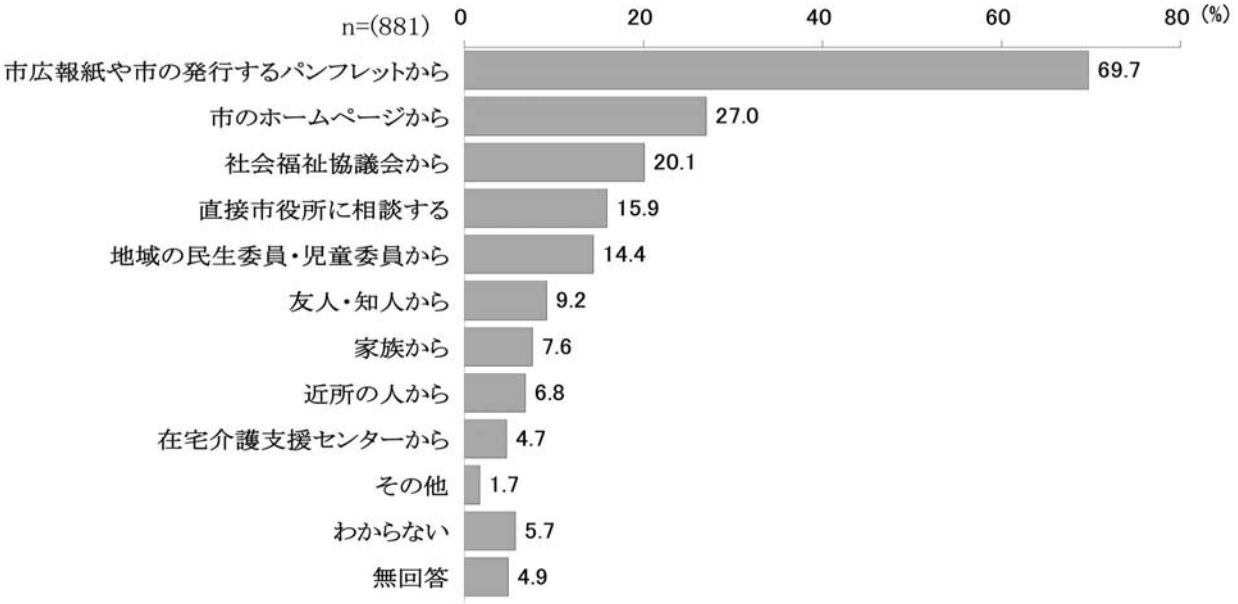

市の福祉に関する情報の入手先としては,「市広報紙や市の発行するパンフレットから」が 69.7%と際立って高く，これに「市のホームページから」が 27.0%で次いでいます。

（10）地域の福祉を向上させるために，市が充実させるべきこと

問31　あなたは，地域の福祉を向上させるために，これから石岡市がどんなことを優先して充実させるべきだと思いますか。（○は3つまで）

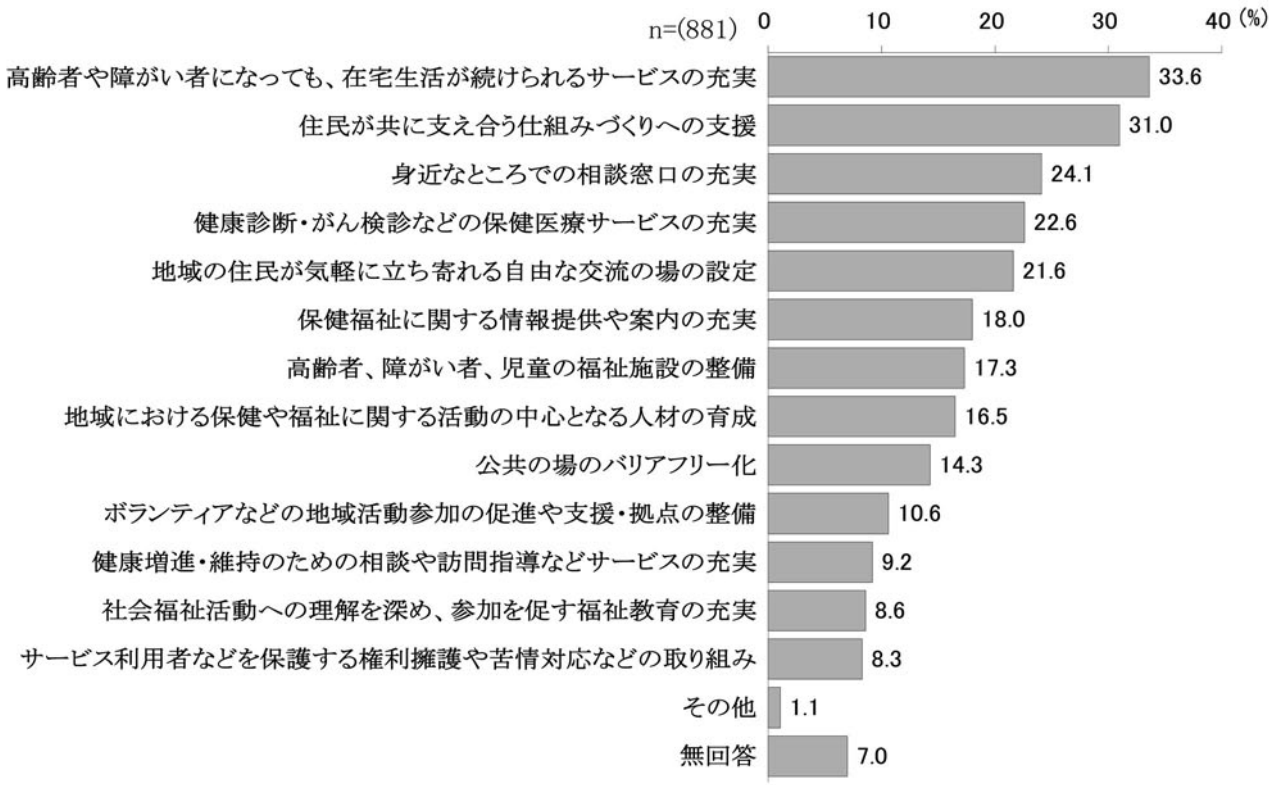

地域の福祉を向上させるために，市が充実させるべきこととしては，「高齢者や障がい者になっても，在宅生活が続けられるサービスの充実」が33.6%で最も高く，以下「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」（31.0%），「身近なところでの相談窓口の充実」（24.1%），「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」（22.6%）の順で続いています。

（11）地域福祉について／自由回答

地域福祉について，ご意見・ご提言などをご自由に記入してください。

地域福祉について，自由に記入をお願いしたところ，181 人に回答がありました。
ここでは，そのうち 7 例を挙げてあります。

〈 男性・50 代 〉

・地域の高齢者の運動機能の維持向上を図るために,市内のフィットネスクラブなどを利用しやすくするようなプログラムの実施をお願いしたい。
・栄養を改善し,要介護状態になることを予防するため,配食サービスの充実をして欲しい。
・地域包括支援センターが今ひとつ馴染みがないので広報活動をより充実して市民に理解しやすくして欲しい。

〈 女性・80 歳以上 〉

市も色々と努力はしているのでしょうが,ひまわりの館などでの催しがあっても足の便がない年寄りは行く事ができません。せめて地区の公民館を利用して年寄りのためのミニ催しをして頂けたらと思います。年に 1 回の「八郷温泉ゆりの郷」の無料のはがきを頂いても行く事ができません。高齢者に市内無料の乗り合いタクシー券を頂けたらと思います。少ない年金暮らしでは500円の乗り合いタクシー代も遊びのためには使えない年寄りがいる事を忘れないでほしい。保健福祉に関する情報提供を工夫してください。知らない人が多くいます。

〈 女性・30 代 〉

子育てが安心できる地域なら，将来に希望が持てると思います。子どもの医療費無料化や予防接種（インフルエンザなども含む）の無料化など。

〈 女性・50 代 〉

3 月の地震の際には，水道も電気も止まり，スーパーなどでも商品が不足して大変困りました。ガソリンも入手できず外出もままならない状況でした。情報を得る事が難しい中,行政のほうから回覧板や広報車などによる情報提供があるものと期待していましたが，一切なく大変失望しました。欲しかった情報は水道や電気が復旧する見通しや現在の状況，給水車の回る場所の予定表，スーパーの開店情報，ガソリンが入手できるガソリンスタンドの情報などです。

初めての事で行政の担当者の方々も大変だったと思いますが,災害が起こった時を想定して，普段から準備しておけば，もっとスムーズに対処できたと思います。電気が通るようになってもテレビやラジオから得られる情報は僅かです。市からの情報提供があったら，もっと安心して生活できたと思います。

〈 女性・50 代 〉

・高齢者や障がい者が在宅で安心して生活できるように，相談窓口を充実させて欲しい。
・障がいのある方も楽しい毎日が送れるような，働く場を設けて欲しい。障がいの重い方も家に引きこもるのではなく，買い物や交通手段を手伝ってもらい，人間として価値のある毎日を送れるようにして欲しい。
・親なき後の障がい者（児）の生活の支援。

〈 男性・40 代 〉

子ども達の甲状腺がん検診をして欲しい。石岡市は放射線測定で高い数値が出ているのに何か対応はしているのでしょうか。土壌の調査，農作物，海産物の調査など，もっときめ細やかな対応をして欲しい。福島県から遠い都県の方が，もっと細やかな対応をしていると思います。

〈 男性・80 歳以上 〉

旧八郷は高齢化が進み，車の運転ができなくなると買い物ひとつするにも，家族の手助けがないととても不便。デマンドタクシーも予約が必要で不便。高齢者用に 1 日に 1 本でも良いので決まった福祉バスなどが，走っていると助かる。

6　ヒアリング調査結果（概要）

（1）調査目的

区長会や民生委員児童委員協議会，福祉関係団体などの活動内容や課題，今後の方向性，地域福祉についてのご意見などを把握し，「住み慣れた地域で，安心して暮らせるまちづくり」のために策定する「石岡市地域福祉計画」及び「石岡市地域福祉活動計画」の参考とするため，このアンケート調査を実施しました。

（2）調査方法

調査対象団体	石岡市内の地域団体及び福祉関係団
サンプル数	体など
調査方法	37
調査期間	団体などへの直接ヒアリング

調査対象団体	調査数
区（石岡地区４，八郷地区８）	12
民生委員児童委員協議会	5
福祉関係団体	9
当事者団体	11

（3）調査項目

	調査項目
1	団体の考える地域について
2	団体について
3	団体活動について
4	団体同士の連携やネットワークづくりについて
5	団体ができること，今後行っていきたいことについて
6	地域にある社会資源について
7	地域住民への期待について
8	市の地域福祉の推進について

団体の考える「地域」の範囲について

（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
隣近所（向こう三軒両隣）	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
町内会（自治会）の範囲	3	25.0	2	40.0	2	22.2	4	36.4	11	29.7
小学校区の範囲	8	66.7	0	—	0	—	0	—	8	21.6
中学校区の範囲	1	8.3	2	40.0	0	—	0	—	3	8.1
町（旧市町）	0	—	1	20.0	0	—	2	18.2	3	8.1
市　全　体	0	—	0	—	3	33.3	5	45.5	8	21.6
そ　の　他	0	—	0	—	4	44.4	0	—	4	10.8
合　　計	12		5		9		11		37	

「地域」の範囲としては，全体では，「町内会（自治会）の範囲」が29.7％と最も高く，区（町内会・自治会）では「小学校区の範囲」が66.7％，民生委員児童委員では「町内会（自治会）の範囲」と「中学校区の範囲」が40.0％，福祉関係団体では「その他（近隣市町村）」が44.4％，当事者団体では「市全体」が45.5％と高くなっています。

1　団体について

団体の活動場所

（単位：団体，％）

項　　目	福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
団体の事務所	2	22.2	0	—	2	10.0
市役所，公民館やコミュニティセンター	1	11.1	9	81.8	10	50.0
集　会　所	0	—	0	—	0	—
民　間　施　設	2	22.2	1	9.1	3	15.0
会員の個人宅や勤務先	0	—	0	—	0	—
そ　の　他	4	44.4	1	9.1	5	25.0
合　　計	9		11		20	

団体の活動場所としては，全体・当事者団体とともに「市役所，公民館やコミュニティセンター」が高く，福祉関係団体では「その他（社会福祉協議会ボランティアセンター，まちかど情報センター，旧大増小学校空き教室）」が高くなっています。

団体の活動地域（範囲）

（単位：団体，％）

項　　目	福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
石岡市の一部地域	0	—	4	36.4	4	20.0
石　岡　市　全　域	2	22.2	4	36.4	6	30.0
石岡市と他市町村	3	33.3	2	18.2	5	25.0
特に決まっていない	2	22.2	1	9.1	3	15.0
そ　　の　　他	2	22.2	0	—	2	10.0
合　　計		9		11		20

団体の活動地域としては，全体・当事者団体とともに「石岡市の一部地域」や「石岡市全域」，「石岡市と他市町村」が高く，福祉関係団体では「石岡市と他市町村」が高く，次いで「石岡市全域」や「特に決まっていない」，「その他（茨城県内，中心市街地）」となっています。

2　団体の活動について

日常の活動のほかに，取り組んでいること

	具体的な取り組み
区 （町内会･自治会）	子どもたちと親子関係を重点に活動
	防犯対策や親子での物づくり，そば打ち教室を地域の協力を得て実施
	地元小学校・区長会・公民館が一体となり，運動会や文化祭を実施
	地区敬老会・地区文化祭・体育祭に協力
	講演会の開催
	美化クラブ（高齢者と子どもたちの参加）の実施
	青少年を育てる市民の会への参加
	義援金や募金の募集に協力
	地区公民館行事との連携
	朝日里山学校と連携し事業を実施
	町内役員による公民館運営委員会
	石岡のおまつりなどへの参加
	いきいきクラブへの補助
	花火大会・収穫祭を三世代交流会で実施
	地区の広報紙を発行（年24回）し，広報いしおかと一緒に配布
	地域の清掃活動・美化活動の実施
	水源の水質浄化
民生委員児童委員協議会	祭礼時の見回り
	夏休みなどの児童への巡回指導
	日本赤十字奉仕団の活動

団体の活動内容

	具体的な取り組み
福祉関係団体	ボランティアとして，ふれあい交流会，福祉施設・社会福祉協議会・市主催の行事への参加協力，地域における福祉ボランティア活動
	ショートステイ，入所利用者の生活支援，通所利用者の支援，日中一時支援
	文化祭や納涼大会での地域交流
	能力や個性に応じた訓練
	一般企業への就労
	子育て支援
	まちかど情報センターの運営
	商店街との協働による「サンド市」の開催
	歴史散歩，七夕まつり，雛巡り
	福祉バザー
	廃油回収（石けんづくり）
	ハンセン病施設の訪問
	パン作り，クリーニング作業活動
当事者団体	障がい者自身が行うボランティア活動
	療育キャンプ
	体験学習（陶芸・パン作りなどを公共交通機関を利用して外出）
	勉強会，研修会
	障がい者の社会参加の場の提供や障がいへの理解啓発活動
	親子で参加できる行事の推進
	インターネットでの子育てに関する情報の提供
	健康体操・カラオケ大会・高齢者スポーツ大会の開催
	ターゲットバードゴルフの団体練習
	清掃活動（公民館や集落センター周辺のゴミ拾い）
	ひとり暮らし高齢者の友愛訪問
	市内外の手話講座
	高校生ボランティアリーダー養成
	ボランティア団体との交流会

活動や運営にあたって，課題となっていること

（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
人材の確保が難しい	2	6.9	2	11.1	4	22.2	5	21.7	13	14.8
活動の目的や方向性があいまい	1	3.4	0	—	0	—	0	—	1	1.1
活動に必要な情報の入手が難しい	1	3.4	3	16.7	1	5.6	0	—	5	5.7
活動のＰＲや情報発信，市民への周知が難しい	2	6.9	4	22.2	2	11.1	2	8.7	10	11.4
メンバーの高齢化（若い人が少ない）	4	13.8	3	16.7	2	11.1	5	21.7	14	15.9
リーダー（後継者）が育たない	4	13.8	1	5.6	2	11.1	7	30.4	14	15.9
他の団体と交流する機会が乏しい	4	13.8	1	5.6	2	11.1	0	—	7	8.0
活動場所（拠点）の確保が難しい	3	10.3	0	—	0	—	1	4.3	4	4.5
活動資金の確保が難しい	3	10.3	2	11.1	2	11.1	2	8.7	9	10.2
活動に必要な情報や専門知識が不足している（適当な相談者がいない）	1	3.4	1	5.6	0	—	0	—	2	2.3
その他	2	6.9	1	5.6	1	5.6	1	4.3	5	5.7
特に困っていることはない	2	6.9	0	—	2	11.1	0	—	4	4.5
合　　計		29		18		18		23		88

活動や運営について課題となっていることについては，全体として「メンバーの高齢化（若い人が少ない）」と「リーダー（後継者）が育たない」が高く，「人材の確保が難しい」，「活動のＰＲや情報発信，市民への周知が難しい」が続いています。

3　団体同士の連携やネットワークづくりについて

活動を進めていくなかで，次の団体との関わり状況について

区（町内会・自治会）との関わり　（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
情報交換や一緒に活動したことがある	—	—	3	60.0	1	11.1	3	27.3	7	28.0
特に関わりはない	—	—	1	20.0	7	77.8	8	72.7	16	64.0
その他	—	—	1	20.0	1	11.1	0	—	2	8.0
合　　計		—		5		9		11		25

区（町内会・自治会）との関わりについては，「特に関わりはない」が64.0％と最も高くなっています。

民生委員児童委員協議会では，「情報交換や一緒に活動したことがある」が60.0％と高くなっています。

民生委員児童委員との関わり　（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
情報交換や一緒に活動したことがある	4	33.3	—	—	3	33.3	2	18.2	9	28.1
特に関わりはない	8	66.7	—	—	6	66.7	9	81.8	23	71.9
その他	0		—	—	0		0		0	—
合　　計		12		—		9		11		32

民生委員児童委員との関わりについては，「特に関わりはない」が71.9％と最も高くなっています。

ボランティア団体・ＮＰＯ法人との関わり　（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
情報交換や一緒に活動したことがある	2	16.7	1	20.0	5	55.6	6	54.5	14	37.8
特に関わりはない	10	83.3	4	80.0	3	33.3	5	45.5	22	59.5
その他	0	―	0	―	1	11.1	0	―	1	2.7
合　　計		12		5		9		11		37

ボランティア団体・ＮＰＯ法人との関わりについては，「特に関わりはない」が59.5％と最も高くなっています。福祉関係団体と当事者団体では「情報交換や一緒に活動したことがある」が高くなっています。

他の団体や地域住民などとの交流・連携についての考え方

（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
活発にすべき	12	100.0	2	40.0	8	88.9	9	81.8	31	83.8
特に必要ない	0	―	1	20.0	0	―	1	9.1	2	5.4
わからない	0	―	0	―	1	11.1	1	9.1	2	5.4
その他	0	―	2	40.0	0	―	0	―	2	5.4
合　　計		12		5		9		11		37

他の団体や地域住民などとの交流・連携については，どの団体も「活発にすべき」が高くなっています。

4　団体ができること，今後行っていきたいことについて

地域で活動を進めていく中での福祉や健康に関しての課題について

（単位：団体，％）

項　　目	区（町内会・自治会）		民生委員児童委員協議会		福祉関係団体		当事者団体		全　　体	
福祉･保健サービスについて市民に知られていない	4	11.8	2	8.3	4	9.1	1	3.4	11	8.4
高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦など）やその他支援を必要とする人の情報が得にくい	6	17.6	4	16.7	5	11.4	5	17.2	20	15.3
児童や認知症高齢者などの虐待が疑われる家庭があっても，どのように対応してよいかわからない	0	―	2	8.3	3	6.8	2	6.9	7	5.3
障がいのある方に対する接し方など，障がいの種類や程度に応じた対応ができるよう，知識や技術を身につけたい	2	5.9	1	4.2	5	11.4	4	13.8	12	9.2
大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など，防災対策に不安がある	9	26.5	2	8.3	5	11.4	5	17.2	21	16.0
地域で子どもが安全に遊べる場所が少ない	1	2.9	1	4.2	3	6.8	3	10.3	8	6.1
子どもの食生活が乱れている	0	―	3	12.5	3	6.8	0	―	6	4.9
障がいのある方との交流の機会が少ない	3	8.8	2	8.3	3	6.8	2	6.9	10	7.6
地域で障がいのある方が憩える場所が少ない	2	5.9	3	12.5	6	13.6	3	10.3	14	10.7
地域コミュニティが希薄化している	5	14.7	3	12.5	4	9.1	2	6.9	14	10.7
その他	1	2.9	1	4.2	2	4.5	0	―	4	3.1
特にない	1	2.9	0	―	1	2.2	2	6.9	4	3.1
合　　計		34		24		44		29		131

地域で活動を進めていく中での福祉や健康に関しての課題については，「大規模な風水害や地震の時の避難や安否確認など，防災対策に不安がある」が16.0％と最も高く，次いで「高齢者世帯（ひとり暮らしや夫婦など）やその他支援を必要とする人の情報が得にくい」が15.3％となっています。

福祉関係団体では，「地域で障がいのある方が憩える場所が少ない」が13.6％と高くなっています。

前問の課題を解決するために，自分たちの団体ができることについて

	具体的な取り組み
区 （町内会･自治会）	消防関係など地区への周知に力を注ぎ，組織を立ち上げたい
	障がい者がいる家庭と連携し，お互いが交流できる機会を作りたい
	消防団とは別に自主防災組織を立ち上げたい
	地域に合った対応マニュアルと自主防災組織を立ち上げたい
	情報提供の周知を図る
	各区の協力員が情報を収集し，区長に情報を提供し，区長会に報告するシステムの構築化
	新住民との関わり
	障がいに関する勉強会を開催し，知識を身につける
	行政と区長会がいざという時の対策・対応を決めておき，各区を通じ全世帯に周知する。年1回防災訓練をする
	地元商工会・ＪＡ・各種団体との連携，ふれあいの場をつくり出し継続実施し，絆の輪を拡大させる
	空き公共施設の利用を積極的に勧める
	地区役員に呼びかけ，エンゼルパトロールに加入
	民生委員児童委員の区分が町内ではなく，道路で分けてあるので，区（町内会・自治会）であれば連携が取れる
	災害弱者を第一に考えることを総会の議題にあげる
	区（町内会・自治会）の防災会の組織図を作成
	東日本大震災のときは，区（町内会・自治会）の発電機で井戸水を配布した
	守秘義務があり，情報が入りにくくなっているので，対応が難しい
	防災無線が入っていれば，区（町内会・自治会）としては動きやすくなる
民生委員児童委員協議会	行政や関係機関との情報共有をする
	事業や活動をするために必要な情報なら，最小限に留めて行政から渡してほしい
	区(町内会・自治会)と連携していけば情報も入りやすくなり，地域とのつながりも出来てくるので，今後は区(町内会・自治会)との連携を図っていくこと
	ゲートボール場（御前山付近）は高齢者の憩いの場となっている
	高齢者に対し，一品の料理を届ける
	高齢者世帯の支援に対しては，理事会で対応を協議した
	大規模な災害時に対し，民生委員児童委員としての活動指針を策定中

福祉関係団体	社会福祉協議会で必要としていることに応えたい
	他団体との意見・情報交換，プライバシーの介入と個人情報開示方法の検討
	ＰＲ活動
	講演会の実施
	講演会へのスタッフ派遣
	相談支援内容を地域にアピールし施設利用の窓口を広げる
	働けることができる人の働ける場所の確保（農産物加工場・レストラン）
	課題を感じた者が具体的に声をあげ，皆で情報を共有し，行政に解決策を考えてもらうよう相談に行く
	施設の存在を知ってもらい，閉じこもっている人たちの交流の場にしたい
	施設の所在地域内の方々にイベントなどに参加してもらい施設を知ってもらう
	災害については避難マニュアルを作成する
	近所の情報を取り入れる
当事者団体	友愛訪問
	防犯パトロールの見守り
	災害時・緊急時の安否確認のネットワークづくり
	携帯メールによる会員の安否確認
	飲料水や食料の提供可能会員宅の情報提供
	障がい者自身が行うボランティア活動や地域で行っている野外研修・体験学習を通じ，余暇活動の場の提供，社会参加の場の提供

5　地域にある社会資源について

団体や地域にある資源について

	地域にある社会資源
区 （町内会・自治会）	自然休養村センター
	地区公民館
	集落ごとの公民館
	小学校の空き教室
	学校の体育館
	朝日里山学校
	商工会
	年金友の会
	特別養護老人ホーム・老人保健施設・グループホーム
	障がい者施設
	蕎麦打ちや食生活についての講師
	会社をリタイヤした人の中に有能な人材が沢山いる
民生委員児童委員協議会	更生保護女性の会が運営する子育て支援の広場
	地区公民館
	旭台会館
	鹿の子コミュニティセンターは，地区女性会や老人会が利用しやすい
	尼寺ヶ原は，近くに児童クラブがあるので子どもたちが遊んでいる
	谷向公民館は，地域で運営しているため自由に使いやすい
	特別養護老人ホーム・老人保健施設
	福祉作業所
	区長会
	ボランティアつくしんぼの会・ボランティア八郷たんぽぽの会
福祉関係団体	近隣の大学・専門学校
	障がい者の施設が多い
	朝日里山学校
	つくばねオートキャンプ場
	施設の空いている時間を集いの場として提供できる
	龍神の森
	区長会・民生委員児童委員協議会との交流
	シルバー人材センター
	ボランティア協議会
	老人クラブ

福祉関係団体	隊友会
当事者団体	社会福祉協議会
	しろがね苑・銀の笛
	地区公民館
	ふれあいの里石岡ひまわりの館
	ボランティア八郷たんぽぽの会
	ボランティアつくしんぼの会
	手話サークル
	石岡市手をつなぐ親の会野ばらの会

6　地域住民への期待について

団体や地域住民に期待することについて

	地域住民への期待
区 （町内会・自治会）	各種事業への積極的参加
	住民同士の情報提供と連携
	どのようなことでも相談してほしい
	積極的に参加できるよう，重要性を認識するためのＰＲ活動
	地域を愛する気持ちと活性化を図るために参加する姿勢
	回覧板をきちんと読んでほしい
	決まりを守ってほしい
	集会などにもっと参加してほしい
民生委員児童委員協議会	個人個人には，隣近所助けあって暮らしていきたいと思うが，それを行動にうつすことが苦手である。引き出してくれるリーダーとなる人を育てたい
	地域住民からも民生委員児童委員に情報（ひとり暮らし高齢者など）を入れてほしい
	民生委員児童委員に相談に来てほしい。話し相手として気軽に声をかけてほしい
	住民との連携を率先していきたい
	住民としても福祉情報の収集に努めてほしい
福祉関係団体	ボランティア活動に参加してほしい
	遠慮しないで声を掛けてほしい
	関心をもってほしい
	催事の周知に理解をしてほしい。また参加をしてほしい
	施設や障がい者への理解と協力
	施設が開催するイベントや講習会に参加し，福祉活動に接してもらいたい
	地域での見守り
	障がいのある方を避けるのではなく，理解を深めてほしい
	精神障がいを理解してもらう機会を作りたい
	施設に来てもらい作業内容を知ってもらう
	地域におけるコミュニケーションづくり
当事者団体	子育てに関する悩み相談（放射能）
	老人クラブに積極的に加入してほしい
	福祉団体への周知と支援
	障がい者への理解と見守り
	耳の聞こえない人が住んでいることを理解してもらい，情報が入りにくいということを知ってほしい

7　市の地域福祉の推進について

石岡市の地域福祉分野の取り組みを充実していくために，行政や社会福祉協議会への意見，提言，要望などについて

	市や社会福祉協議会への意見，提言，要望
区 （町内会・自治会）	火災風水害への対応として，行政として補償を検討してほしい
	子どもの遊び場や公園の整備を検討してほしい
	避難場所の確保と設置
	行政が行おうとしている事業内容を積極的にＰＲしてほしい
	施策が本当に必要かどうか見極めが必要
	施策の公平性（不公平感をなくす）
	本当に手助けが必要な人には金銭的援助で
	日本赤十字社資・社会福祉協議会会費・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金の趣旨，活動内容をもっと広報してほしい
	区長会に生の声で語りかけて下さい。それによって意識が変わり参加・行動へと動くでしょう
	引きこもりの人の常時チェックをしてほしい
	良くやっていると思う
民生委員児童委員協議会	普段の生活の中から地域同士の付きあいが密になるのがよい
	地域にある昔の行事の復活に行政が関わってほしい
	費用面や環境面が充足していて、自身ですべて賄える生活
	サロンなどの会場借り上げ料の補助を出してほしい
	その都度、支援や協力に努めてほしい
	今のままで満足
福祉関係団体	行政や社会福祉協議会で，市民は災害時にどう動けばよいのか訓練をしてほしい
	ボランティア活動を理解してもらうことと支援体制づくり
	ボランティア活動の現場に参加してほしい（現場の問題がみえるから）
	市や地域団体との連携と協力が必要
	障がい者の地域行事への参加の受入体制づくり
	障がい者が利用しやすい環境づくり
	情報やサービスの可能な限りの共有
	児童ディサービスがないので，民間やＮＰＯ法人を活用して作ってほしい
	地域自立支援協議会の活用（事例に対する支援）
	障がいがある方の話しあえる場や気軽に利用できる公園の整備

福祉関係団体	福祉の言葉を分かりやすくしてほしい
当事者団体	在宅有償サービスを子育て世代でも利用できるよう，条件や人の教育をしてほしい
	高齢者安全対策をしてほしい（階段への手すりの設置・街路灯の設置・道路歩道部の段差の解消）
	老人クラブへの助成金の支給基準の緩和
	市の施策や事業に関する情報を積極的に公開してほしい
	ボランティア団体や福祉団体の育成や支援の充実
	市民や各団体の意見を聞く場を充実してほしい
	当事者団体の研修会に福祉に従事する関係者に参加してほしい
	災害の時，見回りをしてほしい
	障がい者スポーツ大会に，健常者の学生だけでなく大人にも参加を呼びかけてほしい
	会員増員のためある程度の情報提供をしてほしい
	市の福祉作業所に新しい人が入りやすい体制づくり

7　用語解説（50 音順）

＜あ行＞

ＮＰＯ

民間非営利団体の略。営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。

ＮＰＯ法人

民間非営利法人のうち，法的な人格を認めた特定非営利活動法人のこと。平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されたことにより，法人格の取得が可能となった。

エンゼルパトロール

市民ボランティアとして，日ごろ行っている散歩やウォーキング・ジョギングなどの際に見守りあいの活動を通して，空巣，自転車・自動車盗難，車上荒らし，ひったくり，痴漢などの犯罪を未然に防止しようとする活動。

＜か行＞

協働

住民，各種活動団体，事業者，行政など，異なる性格を持つ組織・集団が，それぞれ固有の機能を提供しながら，対等の立場で協力しあうこと。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使う。

合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので，１人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

こどもの家110番

子どもたちが登下校時や公園･広場等で，トラブルに巻き込まれそうになったときに，緊急避難先として駆け込める民家や事業所のこと。

＜さ行＞

災害時要援護者台帳

災害緊急時において，避難するにあたり支援を必要とする高齢者や障がいのある方などの情報を取りまとめた台帳のこと。この台帳を基に、民生委員児童委員が高齢者や障がいのある方などの安否確認を行う。

災害ボランティアセンター

被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は，自分たちで守ろう」という連帯感に基づき，主に区（町内会・自治会）などを単位として，自主的に結成する防災組織。

自主防犯活動組織

防犯パトロールや児童などを犯罪から守るための防犯活動を行う組織。

社会資源

利用者の要求の充足や問題解決のために，効果的に利用する様々な有形，無形の人的，物的，制度的資源のすべて。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分とされる人々を対象に，契約を結ぶ時の支援や財産の管理など，権利を保護する援助者（成年後見人）を選ぶことで，法律的に支援する制度。本人の判断能力に応じて，「後見」「補佐」「補助」の３つの種類がある。

＜は行＞

バリアフリー

障がいのある方や高齢者などが社会参加する際，障壁となる物理的なバリア（障壁）や社会的・制度的なバリアを解消するための取り組みをいう。

また，バリアが解消された状態のことをいう。

福祉教育実践校

小学校，中学校の児童・生徒が社会福祉への理解と関心を高めるとともに，各施設でのボランティア活動を実践していく中で，他人への思いやり、温かい人間関係を大切にする「福祉の心」を育成するために，社会福祉協議会が各小学校・中学校に対し助成する。

ボランティア

より良い社会づくりのために，自発的（自由意思），無給性（無償性），公益性（公共性）などに基づいて技術的な援助や労力の提供などを個人が自ら進んで行う民間奉仕者。

＜ま行＞

民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。住民の生活状態を把握し，自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行う。

児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務する。

福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

石岡市地域福祉計画・石岡市地域福祉活動計画

発　　行　　平成24年3月

編集・発行　　◆茨城県石岡市　保健福祉部　社会福祉課

〒315-8640　茨城県石岡市石岡1-1-1

TEL：0299-23-1111　　FAX：0299-27-5835

◆社会福祉法人　石岡市社会福祉協議会

〒315-0009　茨城県石岡市大砂10527-6

TEL：0299-22-2411　　FAX：0299-22-2440